

特集「資料論 I」

『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense* の
典拠をめぐる一考察
——『ヴィエンヌ聖人暦』はメロヴィング期末期の史料として
利用できるのか——

岡地 稔

南山大学外国語学部ドイツ学科

Untersuchungen über das Muster von *Hagiologium Viennense*
Kann man *Hagiologium Viennense* als die Quelle für die
spätmerowingische Zeit benutzen?

Abteilung für Deutschlandstudie, Fakultät der Fremdsprachen,
Universität Nanzan

OKACHI, Minoru

1. はじめに——問題の所在
2. 前提的確認・考察
3. テキストの比較対照
 - 3.1 テキストの比較対照
 - 3.2 テキスト間の相違点詳細
4. 考察——結論
 - 4.1 全体的所見
 - 4.2 個別検討
 - 4.3 考察——結論
5. 推察——仮説の提示
6. 結び

『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense* の 典拠をめぐる一考察

——『ヴィエンヌ聖人暦』はメロヴィング期末期の史料として
利用できるのか——

岡地 稔

1. はじめに——問題の所在¹⁾

メロヴィング朝期におけるフランク政治史の史料として、その前半期に関しては6世紀末までを扱うトゥールのグレゴリウスの『歴史十書』があり、通例その記述には大きな信頼が寄せられている。メロヴィング朝後半期に関しては、グレゴリウスの『歴史十書』を継承する形で、いずれも逸名の作家による『フレデガリウス年代記』と『フランク史書』とがあり、それぞれ6世紀末～7世紀半ば、7世紀半ば～8世紀初の時期に関する、同時代史としての歴史叙述である²⁾。しかし、両書はいずれも俗ラテン語の影響の強いラテン語で書かれ——国原吉之助氏の言をお借りすると、「読んでゆくうちに、次第に中世の薄暮の中へ入り込んでゆくような気持になる」³⁾——、文意不明のところも少なくなく、証言能力に疑問符が付けられることも決してまれでない。しかしそれでも、それぞれ当該時期に関して、われわれが頼らざるをえない、ほとんど唯一の同時代の叙述史料である（なお、『フランク史書』に少し遅れて『フレデガリウス年代記続編』⁴⁾が現れるが、その初めの部分〔第1～10章〕は『フランク史書』のいわば「抄録」である）。

両書のうち『フランク史書』に関して、1987年、アメリカの中世史家 R.A. ガーバーディングが著書『カロリング家の興隆と「フランク史書」』⁵⁾を

発表し（彼の1982年の学位論文『フランク史書試論』⁹⁾をもとにしている）、史料としての『フランク史書』の本格的な批判的分析を行った。彼は『フランク史書』を、カロリング家が台頭する状況下にあつて、王家であるメロヴィング家の支配の正当性に固執する立場で書かれた同時代史、と位置づけるとともに、同書の証言能力を評価し、新たな読み方、解釈をもまた提起した。そうした新たな読み方・解釈の一つがつぎの事例である。

このころアウストラシアのウルフォアルドゥスが死に、王たちが亡くなって、マルティヌスと、故アンゼギゼルの息子、年少のほうのピピンがアウストラシアを統治した (Eo quoque tempore, decedente Vulfoaldo de Auster, Martinus et Pippinus iunior filius Anseghiselo quondam, decedentibus regibus, dominabantur in Austria) (『フランク史書』第46章；なお、『フレデガリウス年代記続編』第3章はこれに倣った報告をする)

「王たちが亡くなって」の箇所は理解困難なところの一つである。「王たち」とは誰のことで、いつ・どのような状況のことを語る部分なのか（本稿の第5章であらためて取り上げる）。『フランク史書』では上の箇所につづいて、ピピン（中ピピン、†714年）とマルティヌス（マルティン）がルコファオでネウストリア分国宮宰エプロインと戦い、敗走し、マルティヌスがエプロインの奸計にあつて殺害されること、そしてつづく第47章ではそのエプロインの殺害（680年）が語られる。かの「王たちが亡くなって」とは、通例、アウストラシア分国王ダゴベルト2世の死（†679.12.23）に至るまでの、アウストラシア分国王たちの死のことを記したものと考えられており、それ故、上記の文全体は679年末以降、そしてエプロインの暗殺（†680.5.15）以前の時期までの間の状況と解されている。

この解釈に従うならば、大ピピンの息子、グリモアルトによる「王権篡奪」の失敗（656年以降～663年頃までの間——篡奪から、その失敗までの時期・期間、王位に即けた息子「キルデベルト」の在位期間など、主たる史料報告

がまさに『フランク史書』という状況にあって、詳細は不明である)により、アウストラシアにおける貴族諸権力の競合の中にあつて一時後退を余儀なくされたカロリング家が、中ピピンによって679年末以降にその勢力の復権をはたしたことになる。

しかしガーバーディングは上記の文を679年末以降、680年5月半ばまでの、半年に満たない期間の状況と解することを疑問視する。ルコファオの戦いをも考えるならば短すぎるように思われるからであり、また『フランク史書』はアウストラシア分国王としてのダゴベルト2世についてはふれておらず、そもそも『フランク史書』の作者にとって「王」、すなわち「フランク王」とは基本的にはネウストリア分国王を指しているからである。そこでガーバーディングはこの「王たち」が、『フランク史書』の前章、第45章で死が伝えられる「ネウストリア」のクロタール3世(†673)とキルデリヒ2世(†675)のことと考え、問題の第46章で語られる事蹟はダゴベルト2世の治世下(675/76-679)のことと見る。それ故中ピピンのアウストラシアでの権力掌握もまたダゴベルト2世の在世中のことと見る。つまりカロリング家の復権を679年ではなく、それ以前、675/676年頃に設定することで、時代状況に対し新たな解釈を提起するのである(ルコファオの戦いもダゴベルト2世在世中のことと見ることになる)⁷⁾。

この解釈を裏づけるべくガーバーディングが持ち出した史料報告が、11世紀の『ヴィエンヌ聖人暦』のつぎの一節であった⁸⁾。

このころアンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟マルティヌスがアウストラシア王国を王のもとで管理していた (*quo tempore Pipinus Ansegelli filius et Martinus frater eius Austrasiorum regnum sub rege disponebant*)

この一節についてはすでに1888年にB.クルシュが、その編纂した『フレデリウス年代記』『同統編』『フランク史書』のMGH版——今日なお「底本」と位置づけられる編纂書——の巻末補遺において簡単に紹介していた。クル

シュは、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手がその他のところでも『フランク史書』を使用していると指摘しつつ、つまり『フランク史書』との比較から、“*sub rege*”（王のもとで）の箇所を“*sine rege*”（王なしで）の誤りではないか、としていた⁹⁾。これに対しガーバーディングは、クルシュによる「この改変（tampering）は今やもはや必要ない」と断言する¹⁰⁾。「王のもとで」という語句は誤りでなく、「ダゴベルト2世のもとで」のことで、彼ガーバーディングの解釈を裏づけるものなのである。

ガーバーディングは『フランク史書』第46章と『フレデガリウス年代記続編』第3章に関し、通例読み取られる、「王の不在下」の状況とする解釈を退け、新たな解釈を提出し、この解釈を裏づけるものとして、「王のもとで」とある『ヴィエンヌ聖人暦』の一節をあげた。つまり11世紀の『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手に、『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』以外に7世紀後半のフランクの政情を伝える何らかの史料・伝承が伝わっていた、と見る立場がとられる。

史料報告のきわめて乏しいメロヴィング期末期にあつて、従来ほとんど見向きもされないできた史料箇所に光を当て、時代状況を語る上での欠けていた環として位置づけ、利用しようとする姿勢それ自体は、評価されよう。しかしガーバーディングにあつては、不可解なことに、これを史料批判の対象にする姿勢は全く見られない。『ヴィエンヌ聖人暦』がどのような史料で、どのような判断から7世紀後半についての数少ない同時代史料である『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』と同等に扱ってよい独自の史料とするのか、等々、全く言及がなされていないのである。11世紀の史料を7世紀後半のことに関する史料として利用しようとするからには、当然のことながら、それなりの慎重さ、それ相応の手続きが求められねばなるまい。

本稿の課題は、いわばガーバーディングに代わって、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手にメロヴィング期末期の史料として、『フランク史書』と『フレデガリウス年代記続編』以外の何らかの史料・伝承が伝わっていたのか、に焦

『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense* の典拠をめぐる一考察点をあてて考察することであり、つまりは『ヴィエンヌ聖人暦』がメロヴィング期末期の史料として利用できるのか、を考察することである。

2. 前提的確認・考察

『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense* と名づけられたフランス南東部、リヨン南方に所在するヴィエンヌ教会に関わる聖人祝日暦作品は、C.-U.-J. シュヴァリエが編纂する『ドフィネ地方未刊行史料集』第2巻（1868年）に所収されたもので、つぎのような構成・内容をとる¹¹⁾。

一年の暦のうち、歴代のヴィエンヌ司教／大司教の命日にあたる日の欄に、まずその司教の名が記される。対象とされるのは、第3代司教とされるマルティヌス（2世紀半ば、7月1日没）から、11世紀の大司教レジェ（1030～70年、6月12日没）まで、約900年間の50余名である。ついで当該司教の活動した年代が、どの皇帝（ローマ皇帝→ビザンツ皇帝→カール大帝）が統治していた（*imperante*）かで、メロヴィング期以降はこれに加えてどのフランク王が治めていた（*regnante*）かで、示される。ただし8世紀末～9世紀初（第44/45代）大司教ウルフエリウス／ウルトラリアの項がカール大帝の名をあげるのを最後に、皇帝の名による時代言及はなくなる。

記述内容は、単に上記のことだけで終わる項もあれば、名をあげた皇帝に関すること、キリスト教界・フランク・イングランド・イタリアの政情、さらにはヴィエンヌ教会の状況などが記されることもある。すなわち、きわめて簡単な記載から、やや長めの叙述まで、記述スタイルや内容の濃淡は様々である。

さて、解題において編纂者シュヴァリエはこの作品を11世紀のものとする。それは、最後に記される司教／大司教が上に述べたように大司教レジェ（在職期間1030～70年）であるからであり、他ならぬそのレジェが、イタリアのピエモンテに所在するノヴァレーザ修道院の年代記（*Chronicon Novaliciense*）の一節において¹²⁾、

ヴィエンヌ大司教レオデガリウス（＝レジェ）は、彼の先任者たちの生活と慣習、生まれと活動を書いて集めることを指揮した（Leodegarius archiepiscopus Vienensis vitam et mores, ortus et actus suorum antecessorum scribendo colligere curavit）

と、あるように、歴代のヴィエンヌ司教／大司教の事蹟録の作成を指示したと思われ、『ヴィエンヌ聖人暦』もその一環として作成されたのではないかと考えられるからである¹³⁾。

シュヴァリエ編纂のこの『ヴィエンヌ聖人暦』、すなわちわれわれがさしあたり刊本の形で接近するしかないこの作品については、通読すると、複数の書き手の存在、記載時期の複層性などが推察されるのであるが、しかしながら、そもそも収録の時点で当史料がどのような体裁をとっていたのか、収録にあたって史料の再現性にどの程度注意が払われたのかどうかなど、史料の成立・伝来を考察する上での基本的な情報を得ることがきわめて困難であり、それ故にシュヴァリエの推測の適否を史料本体から検討することもまた困難である。

19世紀半ばの編纂・刊行という時代的制約を考えるなら、上の諸点はもとより望蜀の嘆というべきであろう。われわれはさしあたり与えられている材料の範囲内で考察を進めていくこととしたい。

ところでこの『ヴィエンヌ聖人暦』については、すでに1907年にL.デュシェーヌがその『古ガリアの司教録』（全3巻、1907-1915年）——中世初期ガリアの各司教座における歴代司教の標準的なリストを提供していることから研究者の多くが今日なお利用する基本文献——の第1巻¹⁴⁾において、ヴィエンヌ司教のリスト作成にあたり、これを取り上げていた。すなわち彼は、9世紀のヴィエンヌ大司教アドン（860～75年）の著した『アドン年代記』と、『ヴィエンヌ聖人暦』等から彼が「再現」したヴィエンヌの司教事蹟録とを主たる史料として、ヴィエンヌの歴代司教のリストを作成・提供しているのであ

る。

デュシェーヌによるならば、レジェが作成を指示したと思われる司教事蹟録 (*livre épiscopal*) に関しては、問題の『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense* の他に、今一つ未刊行のベルンの手稿本 *manuscrit de Berne* (筆者岡地：未見) があり、彼はこの両者、および『アドン年代記』とを照らし合わせて、レジェの司教事蹟録の「元の内容」 (*teneur primitive*) の再現を試みる¹⁵⁾。司教の就任順に並べて提示されるその司教事蹟録 (*Liber Episcopalis Viennensis Ecclesiae*)¹⁶⁾ は、問題の『ヴィエンヌ聖人暦』と文言のほとんどが重なり合うものの——逆にいうと少し違いがあるのだが、史料間の異同についての詳細な注記はない——、しかしあくまでも、想定される司教事蹟録の完成型の再現であって、『ヴィエンヌ聖人暦』であれ、ベルンの手稿本であれ、その原史料を再現提示したものではない。「史料」としての利用は困難であり、われわれとしては刊本の『ヴィエンヌ聖人暦』を利用せざるをえない。

しかしてわれわれの当面の問題にとってデュシェーヌの最大の貢献は、『ヴィエンヌ聖人暦』と文言のほとんどが重なり合う彼の司教事蹟録の諸処に関して、『アドン年代記』での対応する文章箇所を、完全ではないが、詳細に提示してくれていることである。すなわちここから、『ヴィエンヌ聖人暦』が9世紀半ばの『アドン年代記』に大幅に依拠していることが明確に見て取れるのである。

ここで『アドン年代記』 *S. Adonis Viennensis Chronicon in aetates sex divisum* についてふれておこう¹⁷⁾。

本年代記は上述のように9世紀のヴィエンヌ大司教アドン Adon (860-875) の著作で、『アングル人の教会史』(『イギリス教会史』) で知られるベダ *Beda Venerabilis* に倣って世界を6つの時代に分け、そのうちの第6時代がキリスト降誕から「現代」に至るまでの時代とされる。その第6時代について、アドンは、皇帝の統治を年代および記述上の基準とし、初代皇帝アウグストゥスから、カロリング家の皇帝ルードヴィヒ2世 (†875) 治下の869年までの「世界」情勢、

キリスト教界の状況などを叙述する。ネロの時代からは、叙述の中にヴィエンヌ司教の名が差し挟まれる（ローマ帝国初期に関しては、事実としては疑わしいが）。またメロヴィング朝期では、皇帝（ビザンツ皇帝）に関すること、キリスト教界・フランク・イングランド・イタリア等の政情、ヴィエンヌ教会の状況が記され、時に司教の事蹟などにもふれられる。

アドンにとっての同時代より以前の時期に関しては、様々な先行文献に依拠し、オリジナリティに欠け——G.H.ペルツ編纂のMGH版（1829年）が527年に相当するところから収録し、かつ814年に至るまでの部分は抄録にすぎない所以——、そのうち、メロヴィング朝末期フランク情勢に関しては『フランク史書』に全面的に依拠している（この点については管見の限りでは誰も具体的に論及していないようであるが、両テキストを比較対照すれば明らかである。その一端は次章で示される「テキストの比較対照」での『アドン年代記』と『フランク史書』の対応する箇所から見て取れよう）。

『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が何を典拠としていたかを考察する上で、われわれはすでにこの段階で、大まかにつぎのような知見をえる。

第1に、デュシェーヌの提示するところから見て取れるように、『ヴィエンヌ聖人暦』は文章において9世紀半ばの『アドン年代記』に大幅に依拠しているが、これに加えて、そもそも『ヴィエンヌ聖人暦』の構成・内容が『アドン年代記』に大幅に依拠していたのである。歴代皇帝を年代基準におき、キリスト教界・フランク・イングランド・イタリア等、各地・各界の情勢が語られ、その時々ヴィエンヌ教会の状況や、司教の事蹟が差し挟まれる。おそらくは司教リストしか有していなかったのではないと思われる11世紀の『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手にとって、歴代のヴィエンヌ司教の名があげられ、その司教の事蹟やその時代状況が語られる『アドン年代記』は、依拠できる第一番の文献であったと推察される。われわれの当面の関心の範囲でいえば、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は、メロヴィング期末期の各地・各界の情勢全般に関して、『アドン年代記』に大幅に依拠していたのである。

第2に、『アドン年代記』自体は、メロヴィング期末期フランクの政情に関して、ほぼ全面的に『フランク史書』に依拠していた。

上の2点からつぎのように見通されよう。メロヴィング期末期フランクの政情を語るにさいして、『アドン年代記』は『フランク史書』に依拠し、『ヴィエンヌ聖人暦』はその『アドン年代記』に依拠している、と。

以下では、まず上の点をテキスト間の比較対照からあらためて確認し（非常に煩雑になるため、本稿では、『ヴィエンヌ聖人暦』と『アドン年代記』のテキスト間の比較対照を優先し、『アドン年代記』と『フランク史書』のテキスト間の全面的な比較対照は行わない。しかし、後2者間の依存関係は、先に述べたように次章の「テキストの比較対照」での関係箇所からその一端が見て取れるはずである）、さらに『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が、『アドン年代記』以外にどのような文献に依拠していたのか、あるいは、依拠していなかったのか、を考察していきたい。

3. テキストの比較対照

3.1 テキストの比較対照

『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は何に依拠して書き記したか。われわれの関心範囲でいうなら、メロヴィング期末期フランクの政情に関して、何に依拠していたのか。前章でふれたように『アドン年代記』に大きく依拠していたと推察されるのであるが、あらためてこの点を確認することから始めるべく、以下では『ヴィエンヌ聖人暦』と『アドン年代記』のテキストを、前者における歴代司教の項目を日付順から就任順、つまり時代順に並び替え、これに後者の対応箇所を示す形で、対照させた。そしてメロヴィング期末期フランクの政情に関する箇所では、『フランク史書』『フレデガリウス年代記』『フレデガリウス年代記続編』の関係箇所もあわせて対照させた。また『アドン年代記』が依拠していると思われるその他の文献も、一部、対照させた。

比較対照する範囲に関しては、メロヴィング期末期、特に『フランク史書』のオリジナルな記述部分であるダゴベルト1世の死（638年）からテウデリヒ4世統治第6年（727年）までの期間¹⁸⁾を覆うべく、『ヴィエンヌ聖人暦』にあげられる歴代のヴィエンヌ司教のうち、第27代ドムノルスから、第43代ウルススの項までを、対象とした（第〇代という数字はデュシェーヌの再現する司教事蹟録に準じた。ただし一部異なるところがある）。

各司教の在任期間を確定することは必ずしも容易ではないが、司教ドムノルスが614年のパリ教会会議への出席が確認されるため、彼の項から見ていくこととした。他方、第38代ボアルドゥスBoaldus（エオルドゥスEoldus／アエオカルドゥスAeochaldus）が726年1月30日に確認され、第41代ウィリカリウスVillicarius/Wilchariusは教皇グレゴリウス3世（在位731-741）によって大司教のバリウムを得たことが知られる（詳細はそれぞれの司教／大司教の項での注記を参照）。そこで、第41代ウィリカリウスの項までをとりあげたいところではあるが、『フレデガリウス年代記続編』が768年の国王ピピンの死と、カール（大帝）・カールマン兄弟の継承のところまでを記述しているため、この時期をも含めるべく、794年のフランクフルト教会会議に出席していることが確認される第43代ウルススの項までを見ていくこととする。念のため言い添えるなら、『ヴィエンヌ聖人暦』の記載事項には各司教の在任期間（と推定される時間枠）を外れたものが少なくないが、上の設定範囲を外れる第27代ドムノルス以前と、第43代ウルスス以降の各項においては、638～727年のフランクの政情にふれた箇所はない。

なお、『ヴィエンヌ聖人暦』と『アドン年代記』の比較対照の便を図るため、あらかじめ『ヴィエンヌ聖人暦』と『アドン年代記』との間でのみ、表現・用語などが同一の箇所を、両者それぞれに下線を付した太字で示す。もとより、明らかに相関関係があっても表現・用語が異なる場合は、そのようなはしていない。また、『ヴィエンヌ聖人暦』の記載が『アドン年代記』と異なる部分については、あらかじめナンバリングした波線を付し、『アドン年代記』『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』等の関係箇所にも波線を付し

た。

Hagiologium Viennense

27 S.Domnolus

6.16 – “Sancti Domnoli Viennensis episcopi, imperante Phoca ; quo [tempore], instante beato Gregorio, per Augustinum gens Anglorum fidem Christi suscepit; regnante autem Burgundionibus Theodericus, Childeberti filius^①, et Clotarius Francis.”

6月16日——ヴィエンヌ司教聖ドムノルスの（命日）。フォカスが（皇帝として）続けて。このころ至福なるグレゴリウスが促して、アウグスティヌスによりアングル族がクリストゥスの信仰を受け入れた。ブルグント人たちをキルデベルトの息子テオデリヒが治め^①、クロタールがフランク人たちを（治めていた）。

- ・ヴィエンヌ司教ドムノルス：614年パリ教会会議に出席（“Ex civitate Uienna Domulus episcopus”, Concilium Parisiense, 614.010.10, in : MGH Concilia I, Concilia aevi Merovingici, S.190）
- ・皇帝フォカス(602-610)。以下、ビザンツ関係の事蹟、人名の表記などについては、尚樹啓太郎『ビザンツ帝国史』東海大学出版会 1999年を参照させていただいた
- ・教皇グレゴリウス1世(590-604)によるアウグスティヌス(† c.604)らのイングランド派遣は596年で、皇帝フォカス(602-610)の時代ではなく、皇帝マウリキウス(582-602)の時代
- ・キルデベルト：アウストラシア分国王キルデベルト2世(†595)
- ・テオデリヒ：ブルグント分国王テウデリヒ2世(†613)
- ・クロタール：ネウストリア分国王クロタール2世(†629)；613年統一王

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.112 l.13-l.21

Phocas regnavit annis octo. ... Domnolus Viennensis episcopus tunc florebat, vir

strenuus, et in redimendis captivis piissimus.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.111 l.59-Sp.112 l.8

Gregorius pontifex synodum episcoporum viginti quatuor, ad corpus B. Petri apostoli congregans, quae necessaria sunt Ecclesiae decernit. Idem missis in Britanniam Augustino, Mellito, et Joanne, cum aliis pluribus timentibus Deum, ad Christum Anglos convertit. Siquidem Edilbertus rex Cantuariorum, cum gente cui praeerat, ad Christum convertitur, sedesque tam Augustino doctori suo, quam aliis episcopis largitur.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.110 l.47-l.53

Theodebertus et Theodoricus, filii Childeberti, cum avia sua Brunichilde in regnum gloriosi regis Gunthchramni in Burgundiam directi : Theodericus cum Chlothario patruale suo pugnam iniit, eumque cum exercitu suo fugavit : inde Theodericus consilio matris suae Brunichildis, cum Theodeberto fratre pugnam miscuit.

Liber Historiae Francorum c.37

Eo tempore Childebertus rex Auster habebat filios duos, seniore ex concubina nomine Theudeberto, iuniorem vero ex regina nomine Theudericum ; ipsumque cum avia sua Brunchilde in Burgundiam in regno Guntramni regis magni direxit. [Eo tempore mortuus est Childebertus rex iunior regnavitque annis 20. Theudebertus, filius eius, in regnum patris sui in Auster statutus est, Theudericus vero in Burgundia. (in Fassung B)] ... Theudericus itaque rex Burgundiae erat pulcher et strenuus et calidus nimis. Per consilium aviae suae Brunchilde hoste maximo ex Burgundia congregans, contra Chlotharium, patruelem suum, dirigens, Chlotharius haec audiens, commoto Francorum exercitu, contra eum festinus perrexit. ...

Chronicarum quae dicuntur Fredegarii libri quattuor IV c.16

Quarto anno, post Childebertus regnum Guntramni acciperat, defunctus est ;
regnumque eius filii sui Teudebertus et Teudericus adsumunt. Teudebertus sortitus
est Auster, sedem habens Mettensem ; Teudericus accipit regnum Gunthramni in
Burgundia, sedem habens Aurilianes.

28 S.Etherius

6.14 – “Sanctus Etherius Viennensis episcopus, Eraclio Romanis imperante
et Francis Clotario : quo vivo, ecclesia Romae beatae Mariae Virginis Rotunda
consecrata est, quam Foca imperator Bonefacio episcopo concessit ; quo anno
**Persae Jherosolymis sancta loca prophanantes, etiam crucem Christi inde
aufferunt**, quo anno **Anastasius monachus** apud **Persas martyrium** suscepit **cum
aliis LXX** ; positus est in ecclesia Sancti Georgii.”

6月14日——ヴィエンヌ司教聖エテリウス。エラクリウスがローマ人たち
を(皇帝として)続べ、クロタールがフランク人たちを(治めて)。彼のときに、
ローマの聖処女マリア教会がロトゥンダ(パンテオン)を聖別した。これを
皇帝フォカスが司教ボニファキウスに認めていた。この年、ペルシア人がイ
エルサレムの聖所を辱め、さらにキリストの十字架をそこから奪い去った。
この年、修道士アナスタシウスがペルシアで他の70名とともに殉教した。彼
は聖ゲオルギウスの教会に置かれた②。

- ・皇帝イラクリオス(610-641)
- ・クロタール：ネウストリア分国王クロタール2世(†629)；613年統一王
- ・ローマのパンテオンは、教皇ボニファキウス4世(608-615)が、皇帝フォカスの許可のもとでキリスト教の聖堂とし、609年に聖別した
- ・アナスタシウス：聖アナスタシオス(ペルシアの人)(†628)。殉教者。ササン朝ペルシアの軍人で、ホスロー2世(591-628)のエルサレム遠征に参

加したおりに、キリスト教へ改宗し、修道生活へ入る。ペルシアの軍人たちの間に宣教したが、捕らえられる。拷問に耐え、最後まで信仰を貫き、約70人のキリスト教徒とともに絞首刑にされた(628.1.22)。死後その遺体はBethsaloeなる地の聖セルギウス修道院に置かれた。なおBethsaloe所在聖セルギウス修道院に関しては『ペルシアの人、殉教者、聖アナスタシオスの事蹟』（後出）でしか知られず、不詳である。Elizabeth Key Fowden, *The Barbarian Plain : Saint Sergius between Rome and Iran*, University of California Press, 1999, p.121 n.115

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.112 l.58-Sp.113 l.3

Aeunni murum longum irrupentes, et moenia Constantinopolis accedentes, cum Heraclio imperatore mutuo in muro stante colloquuntur, acceptoque ab eo pretio pacis ad tempus recedunt. Aetherius Viennensis, vir in omnibus eximius, praeclarus habetur. Chlotharius rex Saxonum terram vastavit

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.112 l.21-l.27

Phocas rogante alio Bonifacio Romano pontifice, in veteri fano quod Pantheon vocabatur, ablatis idololatriae sordibus ecclesiam Beatae semper Virginis Mariae et omnium martyrum dedicari iussit, ut ubi quondam non deorum, sed daemoniorum cultus agebatur, ibi deinceps omnium fieret memoria sanctorum.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.112 l.29-l.50

Persae adversus rempublicam gravissima bella gerentes, multas Romanorum provincias, et ipsam **Hierosolyam** capiunt : ac destruentes ecclesias, **sancta** quoque **loca profanantes, etiam** vexillum Dominicae **crucis auferunt**.

Heraclius imperator, annis viginti sex. **Anastasius Persa monachus**, nobile pro Christo martyrium patitur : qui natus in Perside a patre puer magicas artes didicit : sed ubi a captivis Christianis nomen Christi accepit, in eo mox animo conversus, relicta Perside Chalcedoniam Hierapolimque, Christum quaerens, ac deinde Hierosolyam petiit ubi accepit baptismatis gratiam. Quarto ab eadem milliaro monasterium abbatis Anastasii introivit, ubi septem annis regulariter

vivens, dum Caesaream Palaestinae orationis gratia venisset, captus a Persis, et multa diu verbera inter carceres et vincula Marcebana iudice perpressus, tandem in Persidem mittitur ad regem eorum Chosroam : a quo tertio per intervalla temporis verberatus, ad extremum una suspensus manu per tres horas, sic decollatus **cum aliis septuaginta, martyrium** complevit.

Acta S.Anastasio Persae Martyris (ex veteribus Latinis Mss.), in : Acta Sanctorum, Januarii t.2(Jan.22), 1643 ; auch in : Acta Sanctorum, Januarii t.3(Jan.22), Paris 1863

C.VI Martyrium S. Anastasio et Sociorum. sepultura, p.431(1863年版 p.44)

33 ... Qui venientes iusserunt eos educi foras praedium Bethsaloe, in quibus B. Anastasium cum aliis circiter septuaginta viris iuxta ripam fluminis interfecerunt. ...

35 ... Accipiens igitur corpus Martyris et inuoluens linteaminibus pretiosis, quae dederant filii Ihesdin, deducens sepeliuit in monasterio sancti Martyris Sergii, milliario(1863年版ではmiliario) vno distante a praefato castro. Finitum est autem certamen et cursus, et in Christo confessio, victoriosissimi Martyris Anastasio vicesima et secunda die mensis Ianuarii, indictione prima, anno septimo decimo imperii (piissimi [1863年 版]) Heraclii, et quinto decimo anno Constantini eius filii.

Acta S.Anastasio Persae Martyris (ex veteri Graeco MS. Latine reddita), in : op.cit.

C.VI Caedes S. Anastasio et sociorum. reliquiae. p.436(1863年版 p.49)

33 ... Qui venientes iusserunt extra oppidum Betsaloen, vbi erat custodia, Anastasium aliosque circiter septuaginta viros ad flumen educi ...

35 ... Sumens igitur corpus huius sancti Martyris, pretiosis linteis inuoluit, quae dederant filii Ihesdin, indeque sublatum deposuit in monasterio sancti Martyris Sergii, quod vno circiter milliari distat a dicto oppido. ...

29 S.Clarentius

4.25 – “Sancti Clarenti Viennensis episcopi : hic Constantino imperatore et Dagoberto Francorum rege **claruit**, cujus tempore **Martinus papa CV** per **episcopos Romae congregatos damnavit Cyrum, Sergium, Pyrrhum et Paulum**, qui **nec unam nec duas in Christo voluntates confitendas esse** dicebant, **quasi Christus nihil velle aut operari credendus sit** ; hujus episcopi temporibus **Martinus papa** exilio **relegatus Chersonae** moritur, **virtutum signis** ibi post mortem refulgens.”

4月25日——ヴィエンヌ司教聖クラレンティウスの(命日)。彼は皇帝コンスタンティヌスとフランク人たちの王ダゴベルトから名声をかちえた。彼のとき、教皇マルティヌスが集められたローマの105名の司教たちを通してキロス、セルイオス、ピロス、バヴロスを断罪した。彼らは、あたかもキリストは意志も、はたらきもしないと考えられるべきとして、キリストにおける一意志も二意志も認められるべきでないとした。この司教のときに、教皇マルティヌスは追放されケルソンに流されて死去した。死後そこでは徳のしるしが輝いた。

- ・ 皇帝コンスタス(コンスタンス、コンスタンティヌス)2世(641-668)
- ・ ダゴベルト：フランク王ダゴベルト1世(†638/39)
- ・ 教皇マルティヌス1世(649-653)：649年ラテラノで教会会議を開き、皇帝コンスタス2世の意向に逆らって「単意説」を否定し、これに妥協的な東方の総主教らを批判した。653年、コンスタス2世により逮捕され、反逆罪を宣告され、クリミアのヘルソン(ケルソン)へ配流、翌年同地で没した
- ・ アレクサンドリア総主教キロス(630/31-43/44)
- ・ コンスタンティノーブル総主教セルイオス1世(610-38)
- ・ コンスタンティノーブル総主教ピロス(638-41、654)
- ・ コンスタンティノーブル総主教バヴロス2世(641-53)

Facta est autem synodus praefata anno nono imperii Constantini, mense Octobri indictione octava. Clarentius vir satis eruditus Viennensis episcopus **claruit**.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.113 l.53-Sp.114 l.4

Constantinus filius Heraclii mensibus sex. ... Dagobertus Francis regnat, Sygibertus filius ejus Austrasiis.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.114 l.5-l.20

Constantinus ... exposuit typum adversus catholicam fidem **nec unam nec duas voluntates**, aut operationes **in Christo** definiens **esse confitendas, quasi nihill velle** rei **operari credendus sit Christus**. Unde **Martinus papa, congregata Romae** synodo **centum et quinque episcoporum, damnavit** sub anathemate praefatos **Cyrum, Sergium, Pyrrhum, et Paulum** haereticos. Post haec missus ab imperatore Constantino Theodorus hexarchus, tulit **Martinum papam** de Ecclesia Constantiniana, perduxitque Constantinopolin, ubi cum pro catholica veritate apostolice ageret, **relegatus Chersonam**, ibidem vitam finivit, multis in eodem loco **virtutum signis** usque hodie refulgens.

30 S.Syndulfus

12.10 – “Sancti Syndulfi Viennensis episcopi, et hic Constantini imperatoris temporibus fuit, adhuc Dagoberto regnante : cujus tempore **eclipsis solis facta est V nonas maii et Constantinus imperator in balneo occisus.**”

12月10日——ヴィエンヌ司教聖シンドゥルフスの（命日）。そして彼は皇帝コンスタンティヌスの時代にあつて、さらにダゴベルトが治めていて。このころ5月3日に日食が起こつた、そして皇帝コンスタンティヌスが浴室で死した。

- ・ヴィエンヌ司教シンドゥルフス：クリシイ教会会議(626/627年)とシャロン・シュル・ソーヌ教会会議(639-654年)に出席したヴィエンヌ司教とし

てランドレヌスという名があげられている(“Ex civitate Uienna Landolenus episcopus”Concilium Clippiacense, 626/627.9.27, in : MGH Concilia I, Concilia aevi Merovingici, S.201 ; “Landalenus ecclesiae Uienensis hic constitutionibus subscripsi”Concilium Cabilonense, 639-654.10.24, in : MGH Concilia I, Concilia aevi Merovingici, S.213)。しかし10世紀のフロドアールの『ランス教会史』は、クリシイ教会会議に出席したヴィエンヌ司教としてシンドゥルフスの名をあげる (“Sindulfo Uienensi” Concilium sub Sonnatio episcopo Remensi habitum, 627-630, in : MGH Concilia I, Concilia aevi Merovingici, S.203 ; “Sindulfo Viennensi” Flodoardus Remensis Historia Remensis Ecclesiae, MGH Scriptores 36, S.141)。この2つの名前の関係は、636年モー司教ブルグンドファロガールベRebais修道院(dép. Seine-et-Marne)に認めた特権状の証人欄において“Sindulphus, sive Landelinus, archiepiscopus sanctae ecclesiae Viennensium, subscripsi”とあることから、本司教がシンドゥルフス・ランドレヌスの二重名であったと考えられている (J.M.Pardessus, *Diplomata, chartae, epistolae, leges aliaque instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia*, t.2, Paris 1843, n.275, p.41)。なお、立川ジェームズ「バルティルドの「修道院政策」とメロヴィング後期における王権・司教関係——修道院特権文書privilegiumの署名を手がかりに——」『立命館文學』立命館大学人文学会 644, 2015年, 154(53)頁も参照されたい。また642年教皇ヨハネス4世がS.Crucis(S.Faronis)修道院に対して司教権力からの除外権を認めた文書の証人欄においても、ヴィエンヌ司教Landelenusの名が登場する (“Landelenus, in Christi nomine episcopus, serviens sanctae Ecclesiae Viennensium, hoc privilegium consentiens subscripsi”, J.M.Pardessus, *Diplomata, chartae, epistolae*, t.2, n.301, p.73)。これらの文書から、ヴィエンヌ司教としてのシンドゥルフス・ランドレヌスの存在は626/627年～642-654年に確認される

なお『アドン年代記』では、ヴィエンヌ司教シンドゥルフスの名は、皇帝コンスタンディノス4世(668-685)により召集され、コンスタンティノーブルで680-681年に開催された、第6回公会議 (= 第3コンスタンティノポリス公会議)の報告の後に、あげられ、その他ではフランク王ダゴベルトに関する報告の後に、シンドゥルフスの死が報告される

- ・皇帝コンスタス(コンスタンス、コンスタンティヌス) 2世(641-668) ; 668年9月、入浴中を襲われて死去。彼のあとを長子コンスタンディノス4世(668-685)が継ぐ
- ・ダゴベルト : フランク王ダゴベルト1世(†638/39)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.115 l.8-l.32

Haec est sexta Synodus universalis Constantinopoli celebrata, ... Prima ...
Sexta haec, de qua in praesenti loco diximus. Sindulphus Viennensis Ecclesiae
episcopus, clarus habetur.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.115 l.41-l.43

Dagobertus rex ecclesias sanctorum ditavit, eisque multa largitus pacifice et quiete
regnum tenuit Francorum. Sindulpho episcopo defuncto, ...

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.114 l.30-l.32

Sequenti anno **facta est eclipsis solis, quinque Nonas Maii** quasi decima hora
diei.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.114 l.36-l.38

Constantinus imperator post plurimas depraedationes in provinciis factas,
occisus in balneo perit, indictione duodecima.

31 S.Heddicus

10.23 – “Sancti **Heddicii Viennensis** episcopi, **magnae religionis** ut ferunt **virj**,
temporibus Constantini filii Constntini, adhuc Dagoberto regnante ; cujus tempore
Nectarius³⁾ episcopus **Antiochenus a CL episcopis**, praesidentibus legatis Agathonis
papae, damnatus est **cum suis praedecessoribus Cyro** et **Sergio** et **sequacibus** suis,
et **in ejus loco Theophanius** ordinatus est.”

10月23日——ヴィエンヌ司教聖ヘクデイキウスの（命日）。大いなる信仰
心の人といわれている。コンスタンティヌスの息子コンスタンティヌスの時
代に、さらにダゴベルトが治めていて。このころアンティオキアの司教ネ
クタリウス³⁾が150名の司教によって、教皇アガトの使節たちの臨席のもと、
彼の先輩キロス、セルイオスや、彼の信徒たちとともに、断罪された。そし
て彼の地位にテオファニウスが叙階された。

- ・ダゴベルト：フランク王ダゴベルト1世(†638/39)
- ・コンスタンティヌスの息子コンスタンティヌス：皇帝コンスタス(コンスタンヌス、コンスタンティヌス)2世(641-668)の息子、皇帝コンスタンディノス4世(668-685)
- ・アンティオキア総主教ネクタリウス：マカリオス1世(?-681)の誤り
- ・教皇アガト(678-681)
- ・アレクサンドリア総主教キロス(630/31-43/44)
- ・コンスタンティノーブル総主教セルイオス1世(610-38)
- ・アンティオキア総主教セオファニス（テオファニス）(681-?)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.115 l.41-l.47

Dagobertus rex ecclesias sanctorum ditavit, eisque multa largitus pacifice et quiete regnum tenuit Francorum. Sindulpho episcopo defuncto, **Heddicus Viennensis** Ecclesiae praesulatum suscepit, **magnae religionis vir** : claruit autem usque ad ultimum tempus Justiniani imperatoris, cujus et tempore obiit.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.114 l.40-l.44

Constantinus, filius Constantini superioris, annis septemdecim. Saraceni Siciliam invadunt, et, praeda nimia secum ablata, mox Alexandriam redeunt. Agatho pontifex Romanae Ecclesiae constituitur

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.114 l.53-Sp.115 l.3

Affuerunt autem et **episcopi centum et quinquaginta**, praesidente Gregorio patriarcha regiae urbis, et Macario **Antiochiae**. Convicti sunt itaque qui unam voluntatem et operationem astruebant in Christo, falsasse catholicorum Patrum per plurima dicta. Finito conflictu, Georgius correctus est. Macarius vero **cum suis sequacibus** simul et **praedecessoribus, Cyro, Sergio**, Honorio, Pyrrho, Paulo, et Petro, anathematizatus est : et **in loco ejus Theophanus** abbas de Sicilia, episcopus Antiochiae factus.

1.19 – “Sancti Eoaldi Viennensis episcopi, sub tempore Justiniani imperatoris, Francis regnante Clodovaeo filio Dagoberti ; mansit autem usque ad initium regni Theodorici, quo tempore Wilibrót Frisionum episcopus a Sergio papa ordinatus est □□□..... imperator exilio Ponthi ob perfidiam relegatus.”

1月19日——ヴィエンヌ司教聖エオアルドゥスの（命日）。皇帝ユスティニアヌスの時代に、フランク人たちをダゴベルトの息子クローヴィスが治めて。彼はしかしてテオドリクスの王権の開始に至るまで（司教の地位に）とどまった。このころヴィリブロールトが教皇セルギウスによってフリーセン人たちの司教に叙階された。... 皇帝が不実により追放されポントスに流された。

- ・ヴィエンヌ司教エオアルドゥスEoaldus：『アドン年代記』ではChaldeoldusと記される。654年ころの6月22日付け、クローヴィス2世のサン・ドニ修道院に対する特権確認状の証人欄に署名している“Chaoaldus eps”が当人と目されている（MGH Diplomata, Die Urkunden der Merowinger, Nr.85, (654).6.22, S.220）。また664年9月6日、アミアン司教ベルトフリドゥスがコルビーCorbie修道院に宛てた特権状の証人欄に署名している“Chaoaldus episcopus”も当人と目されている（B.Kursch, Die Urkunden von Corbie und Levillains letztes Wort, in : NA 31, 1906, S.371）。立川ジェームズ「バルティルドの『修道院政策』とメロヴィング後期における王権・司教関係」『立命館文學』644, 2015年, 158(49)頁, 157(50)頁も参照されたい(なお、立川氏が注42であげる文書=J.M.Pardessus, Diplomata, chartae, epistolae, leges aliaque instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia, t.2, Paris 1843, n.320に、司教カオアルドゥスの名は見出されない)
- ・皇帝ユスティニアヌス2世(685-695、705-711)：695年に一時失脚し、ケルソンへ追放される
- ・ダゴベルトの息子クローヴィス：ネウストリア分国王クローヴィス2世(639-657)
- ・テオドリクス：テウデリヒ3世(ネウストリア分国王673-；ブルグント分国王676-；全フランク王679-690/691)のことか
- ・教皇セルギウス1世(687-701)
- ・ヴィリブロールト(c.657/58-739)：692、教皇セルギウス1世によりフリースラント伝道を託され、695、同教皇よりフリースラント人の大司教に任じられる

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.116 l.30-l.35

Papa Sergius **ordinavit** venerabilem virum **Wilibrødum** cognomine Clementem, **Frisionum** genti **episcopum**. Chaldeooldus episcopus Viennensem Ecclesiam rexit **usque ad** tempora **Theodorici** regis. Justinianus **imperator ob** culpam **perfidiae**, regni gloria privatus, **exsul** in **Pontum** secedit.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.115 l.52-Sp.116 l.28

Dagobertus rex, ... Regnavit autem quadraginta quatuor annis. Ejus loco constituerunt Franci Chlodoveum filium ejus regem Chlodoveus rex, multis illectus vitiis, tandem ex Baltilde regina tres filios habuit, Chlotharium, Childericum atque Theodoricum. ... Chlotharius quatuor annos regnans obiit, cujus loco Franci Theodoricum fratrem ejus erigunt.

33 S.Dodolinus

4.1 – “Sancti Dodolini Viennensis episcopi, Leone Romanis imperante et Francis Theoderico, cujus tempore **Sergius papa mirae magnitudinis ligni Dominicae Crucis** partem diu abditam invenit ; hujus temporibus claruit sanctus **Cutbertus Lindisfarenus** episcopus in multis **miraculis**.”

4月1日——ヴィエンヌ司教聖ドドリヌスの(命日)。ローマ皇帝レオンが(皇帝として) 続べ、フランク人たちをテオデリクスが。このころ、教皇セルギウスが長く隠れていた、驚くべき偉大さの、主の木の十字架の一部分を発見した。このころ、リンディスファーン司教聖カスバートが数多くの奇跡で有名になった。

- ・皇帝レオン：皇帝レオンディオス(695-698)のこと。『アドン年代記』が「レオン」Leoとしている
- ・テオドリクス：テウデリヒ3世(ネウストリア分国王673-；ブルグント分国王

676- ; 全フランク王679-690/691)

・ 教皇セルギウス1世(687-701)

・ 聖カスバート Saint Cuthbert(c. 634-687) : イングランドのノーサンブリア所在
リンデイスファーン修道院の院長(prior, 664-676)、リンデイスファーン司教
(685-687)。ノーザンバランドの守護聖人

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.116 l.36-l.50

Leo imperator annos duos. **Papa Sergius** in sacrario beati Petri capsam argenteam, quae in angulo obscurissimo diutissime jacuerat, et in ea crucem diversis ac pretiosis lapidibus adornatam, Domino revelante, reperit : de qua tractis quatuor petalis, quibus gemmae inclusae erant **mirae magnitudinis**, portionem **ligni** salutiferi **Dominicae crucis** interius repositam inspexit. Quae ex eo tempore omnibus annis in basilica Salvatoris, quae appellatur Constantiniana, die exaltationis ejus ab omni osculatur atque adoratur populo. Dodolenus Viennensis episcopus habetur. Franci, Ebroino insidias parantes, Theodericum de regno abjiciunt, Ebroinum Luxovio monasterio tondent : Childericum super se regem levant : majorem domus, Ulfuoldum.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.117 l.34-l.37

Reverentissimus Ecclesiae **Lindisfarnensis** in Britannia ex Anachorita antistes **Cuthbertus**, totam ab infantia usque ad finem vitam **miraculorum** signis inclytam duxit.

34 S.Bobonus

6.26 – “Sancti Boboni Viennensis episcopi, Justiniano imperatore, qui reversus de exilio regnabat **cum Tiberio filio** ; mansit usque ad tempora Philippini, occiso Justiniano : regnabat Francis adhuc Theodericus, erat papa Constantinus.”

6月26日——ヴィエンヌ司教聖ボボヌスの(命日)。ユスティニアヌスが(皇帝として) 続べて。彼は流刑地から帰還し息子ティベリウスとともに統治し

ていた。それはフィリッピヌスの時代へ至るまで続き、ユスティニアヌスは殺害された。フランク人たちをこの時までテオドリクスが治めており、コンスタンティヌスが教皇であった。

- ・ 皇帝ユスティニアヌス2世(685-695、705-711)：695年に一時失脚し、ケルソンへ追放されていた。息子・共同帝ティベリオス(†711)
- ・ 皇帝フィリッピコス(711-713)
- ・ テオドリクス：テウデリヒ3世(ネウストリア分国王673-；ブルグント分国王676-；全フランク王679-690/691)
- ・ 教皇コンスタンティヌス1世(708-715)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.117 l.50-l.57

Tiberius Imperator, annis septem. Synodus Aquileiae facta ob imperitiam fidei quintum universale concilium suscipere diffidit, donec salutaribus beatae papae Sergii monitis instructa, et ipsa huic cum caeteris Christi Ecclesiis annuere consentit Joannes pontifex Romanus habetur, qui Sergio successerat. Bobolinus Viennensis Ecclesiae episcopus insignis claruit.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.118 l.17-l.39

Justinianus secundus, cum Tyberio filio, annis septem. Hic auxilio Terbellii regis Bulgarorum regnum recipiens, convictos occidit eos qui se expulerant, patricios et Leonem in loco ejus usurpaverant : necnon et successorem ejus Tyberium qui eum de regno ejectum toto tempore quo ipse regnavit, in eadem civitate tenuerat in custodia. Callinicum vero, patriarcham, erutis oculis, misit Romam, et dedit episcopatum Cyro, qui erat abbas in Ponto, eumque exsulem aluerat : Hic papam Constantinum ad se venire jubens, honorifice suscepit et remisit : ita ut die Dominica cum missas sibi facere juberet, communionem de manu ipsius acceperit. Quem prostratus in terra, pro suis peccatis intercedere rogans, cuncta Ecclesiae privilegia renovavit, qui cum exercitu mitteret in Pontum ad comprehendendum Philippicum, quem ibi relegaverat, conversus omnis exercitus ad partem

Philippici, fecit eum sibi imperatorem : reversusque cum eo Constantinopolim, pugnavit contra Justinianum, duodecimo ab urbe milliario, vicitque atque occidit. Regnavitque Philippicus loco Justiniani. Francis adhuc Theodoricus regnabat.

35 S.Georgius

11.3 – “Sancti Georgii Viennensis episcopi : Anastasius imperabat, Theodericus adhuc Francis regnabat, **Pepinus** major domus sub **Sigiberto Austrasiorum** rege erat, cui successit Grimoldus filius qui in carcere^④ sub Clodovaeo defecit ; quo tempore **sanctus Leodegarius diversis poenis** ab Ebroino **afflictus** ultimo decollatus est et **Gerimus frater ejus**, atque aliis modis afflicti.”

11月3日——ヴィエンヌ司教聖ゲオルギウスの（命日）。アナスタシウスが（皇帝として）続べ、さらにテオドリクスがフランク人たちを治めて、宮宰ピピンがアウストラシア人たちの王ジギベルトのもとにいた。彼を息子のグリモルドゥスが継承した。彼はクローヴィスのもとで牢獄^④の中で死去した。このころ聖レオデガリウスがエプロインによって様々な懲罰で苦しめられ、ついには斬首された。そして彼の兄弟ゲリムスもまた他の方法で苦しめられた。

- ・ 皇帝アナスタシオス2世 (713-715)
- ・ テオドリクス：テウデリヒ3世(ネウストリア分国王673-；ブルグント分国王676-；全フランク王679-690/691)
- ・ ピピン：アウストラシア宮宰、大ピピン(639/640年没)
- ・ ジギベルト3世：アウストラシア分国王(633/34-656)
- ・ グリモルドゥス：大ピピンの息子グリモアルト。アウストラシア宮宰(639/640-?)
- ・ クローヴィス：クローヴィス2世(ネウストリア分国王638/9-657)
- ・ レオデガリウス：オータン司教レウデガール。ゲリムスはその弟、パリ伯ガエリヌス
- ・ エプロイン：ネウストリア宮宰(657-, †680)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.117 l.56-l.58

Bobolinus Viennensis Ecclesiae episcopus insignis claruit. Post quem Georgius magnae virtutis episcopus, in eadem urbe constituitur.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.118 l.53-l.56

Captus igitur Philippicus ab Anastasio oculis privatus est, nec tamen occisus. Theodericus rex Francorum mortuus est, qui regnavit annis novemdecim.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.113 l.2-l.11

Chlotharius rex ... Non longo tempore interjecto quadragésimo quarto regni sui anno moritur : successitque ei Dagobertus filius ejus vir strenuus, et in judiciis severus. Habuit autem duos filios, Sygibertum et Chlodoveum quorum unum, **Sygibertum** in **Austriam** cum **Pipino** duce direxit : Chlodoveum juniorem secum retinuit.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.114 l.3-l.4

Dagobertus Francis regnat, Sygibertus filius ejus Austrasiis.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.115 l.59- Sp.116 l.8

Sygibertus rex Austrasiae, Pippino defuncto, Grimoldum filium ejus majorem domus instituit. Non longe post defuncto Sygiberto rege, Grimoldus filium ejus parvum, Dagobertum nomine, totondit, ac Dodoni Pictaviensi episcopo sub custodia dirigit : Franci plurimum inde indignati, captum Grimoldum Chlodoveo regi tradunt : qui posuit eum Parisiis in custodia : ibique diu excruciatu, vitam finivit

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.117 l.6-l.10

continuo **sanctum Leodegarium diversis poenis affectum** gladio percussit. **Gerinum** quoque **fratrem ejus** diu excruciatum peremit : multos cogens in exsilium, ablatis facultatibus

Dagobertus rex Erconaldo viro illustre in maiorum domato statuit. Habebat igitur predictus rex ex regina sua Nanthilde de genere Saxonorum filios duos Sigiberto et Chlodovecho. Sighibertum vero, maiorem filium suum, in Auster una cum Pippino duce direxit in regno statutu, Chlodovecho quippe iuniorem secum retenuit.

Liber Historiae Francorum c.43

Post haec autem Sighibertus rex Auster, Pippino defuncto Grimoaldo, filio eius, in maiorum domato instituit. Decedente vero tempore, defuncto Sighiberto rege, Grimoaldus filium eius parvulum nomine Daygobertum totundit Didonemque Pectavensem urbis episcopum in Scocia peregrinandum eum direxit, filium suum in regno constituens. Franci itaque hoc valde indignantes, Grimoaldo insidias preparant, eumque exementes, ad condempnandum rege Francorum Chlodoveo deferunt. In Parisius civitate in carcere mancipatus, vinculorum cruciatu constrictus, ut erat morte dignus, quod in domino suo exercuit, ipsius mors valido cruciatu finivit.

Liber Historiae Francorum c.45

Sanctum Leudegarium episcopum diversis poenis caesum gladio ferire iussit ; Gaerinum, fratrem eius, dira poena damnavit. Reliqui vero Franci eorum socii per fugam vix evaserunt ; nonnulli vero in exilio pervagati, a propriis facultatibus privati sunt.

36 S.Blidrannus

1.22 – “Sancti Blidranni Viennensis episcopi, Theodosio imperante et Francis Clodovaeo^⑤ cui successit frater ejus Childebertus ; cujus tempore sanctus Audoninus^{マア} Rotomagensis episcopus^⑥, quo tempore Pipinus Ansegelli filius et Martinus frater ejus^⑦ Austrasiorum regnum sub rege^⑧ disponebant, sanctus Grimoaldus filius Pipini, vir in religione clarus^⑨, major domus Francorum erat.”

1月22日——ヴィエンヌ司教聖ブリドランヌスの（命日）。テオドシウスが（皇帝として）続べ、フランク人たちをクローヴィス^⑤が（治めて）、彼を彼の兄弟キルデベルトが継いだ。このころルーアン司教聖アウドニウスが^⑥（いて）。このころアンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟^⑦マルティヌスがアウストラシア王国を王のもとで^⑧管理していた。ピピンの息子で信仰において高名な^⑨聖なるグリモアルドゥスがフランク人たちの宮宰であった。

- ・ヴィエンヌ司教ブリドランヌス：677年、アンブランAmbrun司教Chramlinusに対する処遇を記したテウデリヒ3世文書において、出席した司教の一人として“Blidramnus”の名があり、本司教と目されている（J.M.Pardessus, *Diplomata, chartae, epistolae, leges aliaque instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia*, t.2, Paris 1843, n.388, p.179）。また683年、ル・マン司教AiglibertusのS.Maria iuxta Sartam修道院宛ての特権状において、証人の中に名を連ねる司教“Blidramnus”も、本司教と目されている（J. Havet, *Questions mérovingiennes. VII. Les actes des évêques du Mans. Appendice, dans : Bibliothèque de l'école des chartes*, 1894, tome 55, p.325 ; cf. J.M.Pardessus, *Diplomata, chartae, epistolae, leges aliaque instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia*, t.2, Paris 1843, n.451, p.255 n.）
- ・皇帝テオドシウス3世(715-717)
- ・クローヴィス3世:テウデリヒ3世の息子。父の死後（691年頃）、王位を継承。幼いままに死した後（694年頃）、兄弟キルデベルト3世が王位を継承。彼の名で発給された9つの国王文書をのぞき、彼の事蹟については『フランク史書』第49章と『フレデガリウス年代記続編』第6章の伝える短い報告しか知られない
- ・アウドニウス：ルーアン司教アウドニス(641-684)
- ・アンゼギゼルの息子ピピン：カロリナーの始祖の一人、メッツのアルヌルフの息子アンゼギゼル、およびその息子、宮宰、中ピピン(†714)
- ・マルティヌス：アウストラシア貴族。系譜不明
- ・ピピンの息子グリモアルドゥス：中ピピンの二男グリモアルト。697年宮宰

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.42-l.44

Theodosius imperator, anno uno. Hic electus in imperatorem, Anastasium apud Nicaeam civitatem gravi praelio vicit

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.118 l.56-Sp.119 l.5

Theodericus rex Francorum mortuus est, qui regnavit annis novemdecim. ...
Chlotharius filius Theoderici, puer Francis regnavit annos tres : **cui successit**
Childebertus frater ejus, vir inclytus.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.117 l.12-l.14

Ulfuoldo decedente, **Martinus** et **Pippinus** junior **filius Ansegisili**, **regibus**
decedentibus, dominabantur in Austria.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.5-l.6

Defuncto Northberto majore domus, Grimoldus Pippini filius effectus est.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.23-l.24

major domus Grimoldus, vir modestus et justus, qui ...

Liber Historiae Francorum c.49

Obiit autem Theudericus rex : regnavit annis 19. Chlodoveus, filius eius, puer regalem sedem suscepit, ex regina nomine Chrodchilde progenitus. Nec multo post ipse Chlodoveus rex puer mortuus est regnavitque annis 2. Childebertus, frater eius, vir inclytus in regno statutus est.

Liber Historiae Francorum c.46

Eo quoque tempore, decedente Vulfoaldo de Auster, Martinus et Pippinus iunior, filius Anseghiselo quondam, **decedentibus regibus**, dominabantur in Austria

Liber Historiae Francorum c.49

Grimoaldus, Pippini principis filius iunior, in aula regis Childeberti maiorum domus effectus est.

Liber Historiae Francorum c.50

Eratque ipse Grimoaldus maiorum domus pius, modestus et iustus.

Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes c.6

Mortuus est autem Theudericus rex : regnavit autem ann.17. Chlodovecho, filio

eius parvulus, elegerunt in regnum. Non post multos enim annos praedictus rex Chlodoveus egrotans mortuus est ; regnavit autem ann. 4. Chilbertus, frater eius, in regnum resedit.

Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes c.3

In Auster quoque, mortuo Vifoaldo duce, Martinus dux, et Pippinus, filius Anseghysilo quondam Franco nobile, dominabantur, defunctis regibus. Commissis invicem principibus Ebruino, Martino atque Pippino, adversus Theudericum regem excitantur ad bellum.

Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes c.6

Grimoaldus iunior cum Chilberto rege maior domus palatii super Francos electus est ; fuitque vir mitissimus, omni bonitate et mansuetudine repletus, largus in elemosinis et in orationibus promptus.

37 S.Agratus

10.15 – “Sancti Agrati Viennensis episcopi, tempore Leonis imperatoris, regnante Francis Chilberto et **Grimoaldo justo viro majore domus** ; cujus tempore Anastasius imperator a Tiberio captus juramento clericus ac **presbyter factus est**.”

10月15日——ヴィエンヌ司教聖アグラトゥスの(命日)。皇帝レオンのとき。フランク人たちをキルデベルトと公正なる人宮宰グリモアルドゥスが統治して。このころ皇帝アナスタシウスがティベルスにより捕えられ誓約によって聖職者そして祭司となった。

- ・『アドン年代記』には司教アグラトゥスの名はない；vgl. L.Duchesne (wie Anm.14), p.169-171
- ・皇帝レオン3世(717-741)
- ・皇帝アナスタシオス2世(713-715)
- ・ティベルス：皇帝テオドシウス3世(715-717)の誤りか
- ・キルデベルト3世694/5-711

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.3-l.6

Chlotharius filius Theoderici, puer Francis regnavit annos tres : cui successit Childeburtus frater ejus, vir inclytus. Defuncto Northberto majore domus, Grimoldus Pippini filius effectus est.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.23-l.24

major domus Grimoldus, vir modestus et **justus**, qui ...

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.42-l.45

Theodosius imperator, anno uno. Hic electus in imperatorem, Anastasium apud Nicaeam civitatem gravi praelio vicit : datoque sibi sacramento, **presbyterum** **fecit** ordinari.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.120 l.9

Leo Imperator, annos novem.

Liber Historiae Francorum c.49

Grimoaldus, Pippini principis filius iunior, in aula regis Childeberti maiorum domus effectus est.

Liber Historiae Francorum c.50

Eratque ipse Grimoaldus maiorum domus pius, modestus et iustus.

38 S.Boaldus

7.7 – “Sancti Boaldi Viennensis episcopi, imperante Leone, Dagoberto Francis regnante filio Childeberti : hic **sanctus episcopus Viennensem ecclesiam rebus auxit, erat enim affinis Francorum regibus** ; ecclesiam **construxit infra civitatem in honore martyrum Thebaeorum Mauriti sociorumque ejus**, et tres **ecclesiae ex eo** maxime **tempore titulantur** ipsorum martyrum **nomine**, cum antea

episcopii **major domus in honore VII** fratrum **Machabaeorum ex antiquo** a primis episcopis ibi **consecrata** fuerit.”

7月7日——ヴィエンヌ司教聖ポアルドゥスの（命日）。レオが（皇帝として）続べ、フランク人をキルデベルトの息子ダゴベルトが治めて。この聖司教はヴィエンヌの教会を富で豊かにした。というもの彼はフランク王たちにとって姻戚であったからである。彼は町の下方にテーバエの殉教者たち、マウリティウスとその仲間たちを讃えて教会を建設した。そして3つの教会がこの最も卓越した時期以来、殉教者たち自身の名で呼ばれた。というのも以前、司教区の宮宰がマカバエの7人の兄弟たちを讃えてそこの初期司教たち以来の古き流儀で（彼らの名で呼ぶ教会を）奉献したからである。

- ・『アドン年代記』には司教ポアルドゥスBoaldusの名ではなく、司教エオルドゥスEoldusの名で記される。司教Aeochaldusの名で726年1月30日付け、イタリアのノヴァレーザNovalesa修道院の建設文書の中で、証人として確認される（“In Christi nomen Aeochaldus ac si peccator episcopus hunc privilegium consensi & s[u]bscripsi.”L.Duchesne (wie Anm.14), p.209 n.3 ; Faksimile in : Chartae latinae antiquiores. Facsimile-Edition of the latin charters prior to the ninth century, pars XLVII : Addenda, publ. by Tiziano Dorandi and Pierre Gasnault, Dietikon-Zürich 1997, Nr. 1463 S. 120-125, hier S.121,S.124-125)
- ・皇帝レオン3世(717-741)
- ・キルデベルトの息子ダゴベルト：キルデベルト3世(711年没)の息子ダゴベルト3世(711-715)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.19-l.23 ; Sp.119 l.42 ; Sp.120 l.8-l.9

Bonae memoriae Childebertus rex migravit, regnans tredecim annos : et sepultus est Cauciaco monasterio in basilica S. Stephani protomartyris ; regnum suscepit Dagobertus adhuc puer, filius ejus ... / Theodosius imperator, anno uno. / Eoldus Viennensis episcopus jam habebatur. [718] Leo Imperator, annos novem.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.120 l.26-l.38

Tunc **sanctus episcopus** Eoldus **Viennensem Ecclesiam rebus auxit. Erat enim**

affinis Francorum regibus, quiq̄ue etiam **intra civitatem in honore** beatorum **martyrum Thebaeorum, Mauritii** et **sociorum ejus**, domunculam crypatim **construxit** : ibique non mediocrem partem reliquiarum, sive ex his martyribus, sive ex aliis posuit. Atque **ex eo tempore** ^{ママ} res **ecclesiae nomine** beati Mauritii **attitulantur**, quando **ex antiquo** et **major domus in honore septem** martyrum **Machabeorum**, et facultates ejusdem ecclesiae sub nomine eorum a fidelibus offerentur, et **consecratae** manerent.

Liber Historiae Francorum c.50

Tunc enim bonae memoriae gloriosus domnus Childebertus rex iustus migravit ad Dominum : regnavit autem annis 17, sepultusque est Cauciaeco monasterio in basilica sancti Stephani protomartyris. Regnavitque Dagobertus puer, filius eius, pro eo.

39 S.Bobilinus

5.26 – “Sancti Bobilini Viennensis episcopi, Leone imperante, Dagoberto Francos regnante, cujus tempore **Grimoldus vir justus**, cum pervenisset **in basilica** beati **Landeberti martyris**^⑩, **Leodio** occisus est : hoc tempore **Leutprandus rex ossa beati Augustini** ex Sardinia **dato magno**^⑪ **pretio Ticinis transtulit**.”

5月26日——ヴィエンヌ司教聖ボビリヌスの（命日）。レオンが（皇帝として）続べ、フランク人をダゴベルトが治めて。このころ、公正なる人グリモルドゥスがリエージュで、至福なる殉教者^⑩ランベルトの聖堂に到着したとき、殺害された。このころ、国王リウトブランドゥスが至福なるアウグスティヌスの遺骨をサルディニアから高い^⑪代価を支払ってティキヌム（＝パヴァイア）に移送した。

・ダゴベルト：ダゴベルト3世(711-715)

- ・グリモルドゥス：中ピピンの二男グリモアルト。697年宮宰、714年殺害される
- ・国王リウトブランドゥス：ランゴバルド王リウトプラント(712-744)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.121 l.13-l.16

Chlotharius rex eo anno mortuus est. Post Eoldum episcopum Eobolinus Viennensis episcopus successit. Huic Ostrebertus vir strenuus et nobilis episcopus succedit.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.120 l.9 ; l.38-l.39

Leo Imperator, annos novem. / Dagobertus rex, annis quinque regnans, mortuus est.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.23-l.35

major domus **Grimoldus, vir** modestus et **justus**, qui habebat Ratbodi ducis filiam Theusuindam in conjugium : nam ex alia femina Theudoaldum habuerat. Aegrotante itaque Pippino genitore ejus, dum ad visitandum eum venisset, a Rangario Frisone gentili peremptus est, **in basilica** sancti **Landeberti**. Pater ejus Theudoaldum in honore defuncti patris instituit. **Leodidico***, anno Incarnationis Domini septingentesimo decimo quarto in mense Aprili. Nec multo post Pippinus pater ejus(= Grimoaldi) mortuus est, eodem anno, medio decembri. Obtinuit autem principatum sub nominatis regibus annis viginti septem.

*「リエージュ (Leodicum = Liège)で、714年4月に」(Leodidico, anno Incarnationis Domini septingentesimo decimo quarto in mense Aprili) が、グリモアルトの死去した地とその年・月を意味していることは、「ほどなくして彼の父ピピンが、同年12月半ばに、死去した」(Nec multo post Pippinus pater ejus mortuus est, eodem anno, medio decembri) という文が続いていることから、明白。なお、『アドン年代記』では『フランク史書』に依拠しつつ、記載内容に関して随所に、同書にはないキリスト降誕年代 (= 西暦) が加えられる。中ピピンとその息子グリモアルトの死去年および月に関しては、おそらくはカロリング朝期に成立した『サン・タマン年代記』『ティリアヌス年代記』に依拠したものと思われる。“714. depositio Grimoaldo **in mensa Aprili**, et despositio Pippino in mensa Decembrio”Annales Sancti Amandi, MGH SS 1,

S.6 ; “714. depositio Grimoldi, et despositio Pippini in medio Decembrio” Annales
Tiliani, MGH SS 1, S.6

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.120 l.19-l.24

Leutbrandus rex audiens quod Saraceni, depopulata Sardinia, etiam loca illa foedassent, ubi **ossa beati Augustini** episcopi propter vastationem Barbarorum olim transslata, et honorifice fuerant condita, misit, et **dato pretio** accepit, et **transtulit** ea in **Ticinum**.

Liber Historiae Francorum c.50/51

Regnavitque Daygobertus puer, filius eius, pro eo. Habebat igitur Grimoaldus uxorem in matrimonium nomine Theudesindam, filiam Radbodis ducis gentilis. Eratque ipse Grimoaldus maiorum domus pius, modestus et instus. Cedendum enim tempore, egrotante Pippino principe, genitorem eius, dum ad eum visitandum accessisset, nec mora in basilica sancti Landeberti martyris Leudico peremptus est a Rangario gentile, filio Belial. Theudoaldum vero, iubente avo, in aula regis honorem patris sedem sublimem instituunt. / Eo tempore Pippinus febre valida correptus, mortus est obtenuitque principatum sub suprascriptos reges annis 27 et dimidio. Plectrudis quoque cum nepotibus suis vel rege cuncta gubernabat sub discreto regimine.

Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes c.7

... regnavit autem ann. 16. Dagobertus, filius eius, sedem regni patris sui accepit. Igitur Grimoaldus filiam Radbodi ducem Frigionum duxit uxorem. Egrotante quoque Pippino Iobvilla super Mosam fluvium, cum ad eum visitandum idem Grimoaldus venisset, cum ad orationem in basilica sancti Landeberti martyris processisset, a crudelissimo viro impio Rantgario nomine interfectus est. Post haec Theudoaldo, filio eius parvulo, in loco ipsius cum praedicto rege Dagoberto maiorum domato palatii accepit.

Paulus Diaconus, Historia Langobardorum, ed. L.Bethmann und G.Waitz, in :
MGH Scriptores rerum Langobardicarum et Italicarum, saec.VI-IX, Hannover 1978
Lib.VI, c.48, S.181

Liutprand quoque audiens, quod Sarraceni, depopulata Sardinia, etiam loca illa,
ubi ossa sancti Augustini episcopi propter vastationem barbarorum olim translata
et honorifice fuerant condita, foedarent, misit, et dato magno pretio, accepit et
transtulit ea in urbem Ticinensem ibique cum debito tanto parti honore recondidit.

40 S.Austrobertus

6.5 – “Sancti Austroberti Viennensis episcopi, tempore Michaelis imperatoris,
Francis regnante **Daniele quondam clerico**, quem **in regnum** statuentes
Chilpericum nuncuparunt, majore domus existente **Thealdo** Grimoldi filio : tunc
temporis **Pipinus mortus est**, cum **principatum obtinuisset XXVII annos**, relicto
Karlo in suo loco majore domus sub Clodovaeo rege^{12 13} : **hic** episcopus sanctus **in**
villa quondam proprietatis suae Vildiaco, non longe a Sequano fluvio [obiit]. –
Sancto vero **Austroberto** defuncto **Villicarius succedit, qui ... ***”

6月5日——ヴィエンヌ司教聖アウストロベルトゥスの（命日）。皇帝ミカエルのときに。フランク人たちを以前聖職者であったダニエル、彼らは彼を王位に即けキルペリクスと呼んだのだが、（そのキルペリクス）が統治して、グリモルドゥスの息子宮宰テオアルドゥスがいて。このころピピンが亡くなった。プリンケプスの立場とともに27年間（この立場を）保持し、宮宰カールを彼に代わって国王クローヴィスのもとに残して^{12 13}。この聖なる司教は以前彼の所有地であったセクアナ（＝セース）川から遠くないウィラ・ウィリディアクムで [逝去した]。—さて聖アウストロベルトゥスが死去してヴィリカリウスが継いだ。彼は...*。

- * これ以降の司教ヴィリカリウスについて記された部分は、後からの追加記載と推測される
- ・ 皇帝ミカエル：皇帝ミハイル1世(811-813)のことか。彼の名がどこから出てきたものかは不明
 - ・ ダニエル=キルベリクス：ネウストリア王キルベリヒ2世(715-721)
 - ・ 宮宰テオアルドゥス：宮宰グリモアルト（中ピピンの二男、†714）の息子、宮宰テウドアルト
 - ・ ピピン：中ピピン、714年死去
 - ・ カール：カール・マルテル
 - ・ 国王クローヴィス：アウストラシア王クロタル4世(716/717/718-718/719)の誤りか。カール・マルテルが挙兵したころ（715年）ダゴベルト3世が亡くなり（715年）、ネウストリア貴族らはキルベリヒ2世を擁立する。カールはこれに対抗して、クロタル4世を擁立する（716/717/718年）。まもなくクロタル4世は死去する(718/719)が、719年、カールは敵方に勝利してキルベリヒ2世を掌中にし、政権を確立する。721年、キルベリヒ2世が死去し、ダゴベルト3世の息子テウデリヒ4世が王位につく

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.120 l.39-l.41

Franci Danielem quemdam clericum post objectionem tonsurae, **in regno** stabiliunt, atque **Chilpericum nuncupant**.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.29-l.35

Pater ejus (= Pippin II., Grimoalds Vater) **Theudoaldum** in honore defuncti patris instituit. ... Nec multo post **Pippinus** pater ejus **mortuus est**, eodem anno, medio decembri. **Obtuit** autem **principatum** sub nominatis regibus **annis viginti septem**.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.121 l. 8

regem sibi **Clotharium** statuit.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.121 l.13-l.18

Chlotharius rex eo anno mortuus est. Post Eoldum episcopum Eobolinus Viennensis episcopus successit. Huic Ostrebertus vir strenuus et nobilis episcopus succedit. **Hic** sepultus est **in villa quadam proprietatis suae Julidiaco, non longe**

a Sequana fluvio.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.121 l.58-Sp.122 l.1

Wilicarius Austreberto venerabili episcopo Viennae succedit. Qui...

***Liber Historiae Francorum* c.52**

Franci nimirum Danielem quondam clericum, cesarie capitis crescente, in regnum stabiliunt atque Chilpericum nuncupant.

Liber Historiae Francorum c.50/51

Regnavitque Daygobertus puer, filius eius, pro eo. Habebat igitur Grimoaldus uxorem in matrimonium nomine Theudesindam, filiam Radbodis ducis gentilis. Eratque ipse Grimoaldus maiorum domus pius, modestus et instus. Cedendum enim tempore, egrotante Pippino principe, genitorem eius, dum ad eum visitandum accessisset, nec mora in basilica sancti Landeberti martyris Leudico peremptus est a Rangario gentile, filio Belial. Theudoaldum vero, iubente avo, in aula regis honorem patris(= Grimoaldi) sedem sublimem instituunt. / Eo tempore Pippinus febre valida correptus, mortus est obtenuitque principatum sub suprascriptos reges annis 27 et dimidio. Plectrudis quoque cum nepotibus suis vel rege cuncta gubernabat sub discreto regimine.

Liber Historiae Francorum c.53

regemque sibi statuit Chlotharium nomine.

***Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes* c.8**

Insecuto quoque tempore idem 672 Pippinus dux egrotans mortuus est, rexitque populum Francorum ann. 27. Reliquit suprestitem Carlo filio suo. Post obitum quoque eius Plechtrudis matrona praefata suo consilio atque regimine cuncta agebat.

Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes c.10

regem sibi constituit nomine Chlothario.

41 Villicarius

- . . . - “... Sancto vero **Austroberto** defuncto **Villicarius succedit, qui ossa beatissimi** martyris **Ferreoli** et **caput beatissimi Juliani intra** Viennam **transtulit** : et quia ecclesia ipsorum ultra flumen magnopere posita a Saracensis fuerat **incensa**, hinc **Villicarius**, quia noluit videre ecclesiam suam **rebus sacris** expoliata, eo enim tempore **Franci furioso et insano satis consilio** res Deo oblatas in **suu usu retorquere** consiliati sunt, hic **monasterium SS. martyrum Agaunensium ingressus vitam venerabilem duxit**, sicque **dissipato** et **vastato** tam intus quam foris episcopatu Viennensi, **aliqui anni sine episcopo** sunt transacti, **laicis sacrilege et barbare res sacras** Deo **obtinentibus.**”

- 月 - 日——... さて聖アウストロベルトゥスが死去してウィリカリウスが継いだ。彼は至福なるフェレオルスの遺骨と至福なるユリアヌスの頭蓋骨をヴィエンヌへ移した。というのも、大いに建立されていた（ローヌ）川の彼岸の彼ら自身の教会がサラセン人によって燃やされてしまったからである。その後ウィリカリウスは、このころフランク人たちが狂った、非常に気違いじみた考えで、神のために捧げられたものを自分たちの使用に変えることを相談していたので、彼の教会から聖なるものが奪われるのを見たくなかったもので、すぐにアガウヌの聖殉教者たちの修道院に入って、尊ぶべき生活を導いた。それ故にヴィエンヌの司教職は内でも外でも分散され空にされ、数年の間司教不在のままとなり、俗人の瀆神者と野蛮人によって聖なる神のものが占有されてしまっていた。

- ・ 大司教ウィリカリウスVillicarius/Wilchariusは教皇グレゴリウス3世（在位731-741）によって大司教のパリウムを得たことが知られる（“Qui etiam venerabilem virum Wilcharium partibus Franciae in civitate Vegenna dato pallio archiepiscopum eum esse constituit”Vita Gregorii III, Duchesne, L., Liber Pontificalis 1, in : Bibliothèque des Ecoles françaises d'Athènes et de Rome, 2e

série, Paris 1886, S 421, vgl.S.425 Anm. 35)。ウィリカリウスはアガウヌのサン・モーリス修道院の修道院長職にもあったと見られる(Jean-Marie Theurillat, L'abbaye de Saint-Maurice d'Agaune. Des origines à la réforme canoniale, 515-830, Sion 1954, S. 113-116)。なお、13世紀初のヴィエンヌ司教リストではウィリカリウスの命日は4月14日とされている(*Series episcoporum Viennensium*, MGH SS 24, S. 814.)

*「このころフランク人たちが・・・」: カール・マルテル期の、いわゆる教会所領の収公(還俗化)を背景とした状況と思われる

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.121 l.58-Sp.122 l.16

Wilicarius Austreberto venerabili episcopo Viennae **succedit. Qui** ob cladem Sarracenorum, cum esset domus praeclarissima martyrum citra Rhodanum ab eis jam **incensa, ossa beati Ferreoli** cum **capite Juliani** martyris **intra** urbem **transtulit**, eisque accelerato opere, non magno pretio ecclesiam construxit : ubi et eorumdem martyrum reliquias reverenter composuit. Idem **Wilicarius**, cum **furioso et insano satis consilio Franci res sacras** ecclesiarum ad **usus suos retorquerent**, videns Viennensem suam indecenter humiliari, relicto episcopatu, in **monasterium sanctorum martyrum Agaunensium ingressus, vitam venerabilem duxit. Vastata et dissipata** Viennensi et Lugdunensi provincia, **aliquot annis sine episcopis** utraque Ecclesia fuit, **laicis sacrilege et barbare res sacras** ecclesiarum **obtinentibus**.

42 Proculus

6.8 – “Commemoratio Proculi Viennensis episcopi, qui **simplicis** et bonae vitae fuit, sub Pipino Francis regnante : perseveravit autem usque ad principia regni Karoli regis.”

6月8日——ヴィエンヌ司教プロクルスの思い出。彼は純真で善良な人であった。ピピンの下でフランク人たちが統治されて(いたとき)。しかし彼

は国王カールの統治の初めまで（司教の地位を）堅持した。

- * 『アドン年代記』では、司教ウィリカリウスと司教プロクルスの間に、司教ベルテリクスの名があげられるが、『ヴィエンヌ聖人暦』ではこの名の司教はあげられていない
- * 『ヴィエンヌ聖人暦』では第40代司教アウストロベルトゥスまでの司教に対し、「聖」*sanctus*と敬称をつけて呼んでいたが、第42代司教プロクルス以降ではこの敬称がつけられず、また「～の思い出／記念」*Commemoratio*と記される。第41代司教ヴィリカリウスについての部分が後からの追加記載と推測されることとあわせて、第42代司教プロクルスの項から書き手が代わったと推測される。vgl. L.Duchesne (wie Anm.14), p.176
- ・ ピピン：フランク王ピピン(751-768)
- ・ 国王カール：カール大帝(768-814)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.124 l.27-l.29

Bertericus Viennensem Ecclesiam, homo simplex, suscepit regendam. Post ipsum, Proculus episcopus, similiter innocens et **simplicis** naturae. Pippinus rex, ...

43 Ursus

2.20 – “Comm. Ursi Viennensis episcopi, qui sub Karolo rege et postmodum imperatore **simpliciter** vivens defunctus est.

2月20日——ヴィエンヌ司教ウルススの思い出。彼は、国王にしてその後皇帝であるカールのもと、純朴に生きて、死去した。

- ・ 司教ウルススUrsusは794年フランクフルト教会会議に出席していることが確認される (“VIII. De altercatione Ursione Viennensis episcopi ...” *Capitulare Francofurtense, Concilium Francofurtense a.794, MGH Concilia aevi Karolini* [742-842], Teil 1, S.167)

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.129 l.1-l.2

Viennensem tunc temporis Ecclesiam, Ursus : Ado Lugdunensem Ecclesiam regebat.

Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.129 l.6-l.8

Post Ursum, nimiae **simplicitatis** episcopum, Wlferi quem Wltreiam patrio nomine appellarunt, Bajovarius Viennensem episcopatum suscepit.

3.2 テキスト間の相違点詳細

上にナンバリングした波線を付して示した『ヴィエンヌ聖人暦』と『アドン年代記』とのテキスト間の相違点について、以下に、個々説明を加える。

① 「ブルグント人たちをキルデベルトの息子テオデリヒが治め、クロタールがフランク人たちを（治めていた）」 (*regnante autem Burgundionibus Theodericus, Childeberti filius, et Clotarius Francis.*) (27 S.Domnolus)

『ヴィエンヌ聖人暦』は、クロタール(2世)をフランク (=ネウストリア)分国王、テウデリヒ(2世)をブルグント分国王としているが、これは6世紀末～7世紀初に短期間ではあるが、クロタール2世のネウストリア分国、テウデベルト2世のアウストラシア分国、その兄弟テウデリヒ2世のブルグント分国、の3分国体制にあった時期のことを指し示している。この部分に対して、直接呼応する記述は『アドン年代記』にはない。

『フランク史書』によれば、アウストラシア分国王キルデベルト2世には2人の息子テウデベルトとテウデリヒがおり、彼はそのうち、テウデリヒを亡きブルグント分国王グントラムの跡を継がせるべく祖母ブルンヒルデとともにブルグントへ向かわせる。キルデベルト2世の死後、テウデベルト(2世)がアウストラシア分国王に、テウデリヒ(2世)がブルグント分国王になる。テウデリヒ2世はネウストリアのクロタール2世と戦ってこれを破り、ついで兄弟のテウデベルト2世と戦うことになる。

『アドン年代記』では、『フランク史書』に依拠しつつも（例えば『フラン

『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense*の典拠をめぐる一考察
ク史書』ではネウストリア人をフランク人と呼ぶが、『アドン年代記』も同
様である)、父キルデベルト2世によってテウデベルトとテウデリヒの兄弟が
祖母ブルンヒルデとともにブルグント分国へ向かわされたことになってしま
っており、またキルデベルト2世の跡を継いで、2兄弟がそれぞれアウストラ
シア分国王、ブルグント分国王になったことはふれられておらず、テウデリ
ヒによるクロタルとの、ついで兄弟テウデベルトとの戦いへと話が進む。

『フレデガリウス年代記』では、キルデベルト2世の死後、^{くじ}籤でテウデベル
ト2世がアウストラシア分国王に、テウデリヒ2世がブルグント分国王になっ
たことが語られる。

② 「彼は聖ゲオルギウスの教会に置かれた」 (positus est in ecclesia Sancti
Georgii) (28 S.Etherius)

「ペルシア人が・・・」からは聖アナスタシオスの殉教譚に関する箇所。『ア
ドン年代記』は『ペルシアの人、殉教者、聖アナスタシオスの事蹟』 (*Acta
S.Anastasio Persae Martyris*) (以下、『聖アナスタシオスの事蹟』と記す) を
きわめて簡潔に要約したものであるが、聖アナスタシオスの墓所については
記していない。

これに対し『ヴィエンヌ聖人暦』は「聖ゲオルギウス *Sanctus Georgius* の教
会に置かれた」と、『アドン年代記』にはない一文を載せる。

『アドン年代記』が拠ったと思われる『聖アナスタシオスの事蹟』では、
アナスタシオスは「聖セルギウス」 *sanctus Sergius* 修道院に運ばれ埋葬され
たとされる。

③ 「このころアンティオキアの司教 ネクタリウス が150名の司教によって」
(cujus tempore Nectarius episcopus Antiochenus a CL episcopis) (31 S.Hecdicus)

アンティオキアの司教「ネクタリウス」はアンティオキア総主教マカリオ
ス1世(?-681)の誤り。『アドン年代記』では正しくアンティオキアの「マカリ
オス」と記される。

ネクタリウスという名の人物としては、『アドン年代記』では、第3コンスタンティノポリス公会議の第2決議のなかでコンスタンティノーブル総主教ネクタリウス(381-397)が登場する(Sp.115 l.20)。

④ 「彼(グリモアルト)はクローヴィスのもとで牢獄の中で死去した」(qui in carcere sub Clodovaeo defecit) (35 S.Georgius)

大ピピンの息子、宮宰グリモアルトによる「篡奪」をめぐる箇所。『アドン年代記』は『フランク史書』に依拠する。『フランク史書』がグリモアルトの投獄される牢獄を“carcer”の語で記すのに対し、『アドン年代記』はそれを“custodia”の語で記す。これに対し『ヴィエンヌ聖人暦』は“carcer”の語を用いている。

⑤ 「フランク人たちをクローヴィスが(治めて)、彼を彼の兄弟キルデベルトが継いだ」(Francis Clodovaeo cui successit frater ejus Childebertus) (36 S.Blidrannus)

691年頃、フランク王テウデリヒ3世が死去し、その跡を息子クローヴィス3世が継ぐが、彼は早世し(694年頃)、その兄弟キルデベルト3世が王位に就く。このことを『フランク史書』第49章はつぎのように告げる。“Obiit autem Theudericus rex ; regnavit annis 19. Chlodoveus, filius eius, puer regalem sedem suscepit, ex regina nomine Chrodchilde progenitus. Nec multo post ipse Chlodoveus rex puer mortuus est regnavitque annis 2. Childebertus, frater eius, vir inclytus in regno statutus est. Attamen et Nordebertus mortuus est. Grimoaldus, Pippini principis filius iunior, in aula regis Childeberti maiorum domus effectus est. Pippinus quoque multa bella gessit contra Radbodem gentilem vel alios principes, contra Suevos vel quam plurimas gentes. Grimoaldus quippe genuit filium ex concubina, Theudoaldo nomine. Sub idem fere tempus Drocus, filius Pippini, defunctus est, habensque Pippinus prefatus princeps filium ex alia uxore nomine Carolo, virum elegantem, egregium atque utilem.”(*Liber Historiae Francorum* c.49)

『フランク史書』のこの箇所を要約したと思われる『アドン年代記』は、「クローヴィス」のところを「クロタル」と記すが、事実関係から逸脱した誤りである。“Theodericus rex Francorum mortuus est, qui regnavit annis novemdecim. ... Chlotharius filius Theoderici, puer Francis regnavit annos tres; cui successit Childebertus frater ejus, vir inclytus. Defuncto Northberto majore domus, Grimoldus Pippini filius effectus est. Pippinus multa bella gessit contra Rittodum gentilem Frisonum ducem, similiter contra Suevos, vel alias quamplures gentes. Blidrannus Viennensis Ecclesiae episcopus.”(*Adonis Chronicon*, Migne PL 123, Sp.118 l.56-Sp.119 l.10)

これに対し『ヴィエンヌ聖人暦』は正しく「クローヴィス」とする。

なお、『フレデガリウス年代記続編』は『フランク史書』に依拠して当該箇所をやはり正しく「クローヴィス」とする。“Mortuus est autem Theudericus rex ; regnavit autem ann.17. Chlodovecho, filio eius parvuluo, elegerunt in regnum. Non post multos enim annos praedictus rex Chlodoveus egrotans mortuus est ; regnavit autem ann. 4. Childebertus, frater eius, in regnum resedit.”(*Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes* c.6)

⑥ 「このころルーアン司教聖アウドニヌスが (いて)」(cujus tempore sanctus Audoninus Rotomagensis episcopus) (36 S.Blidrannus)

『アドン年代記』『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』には、この文に直接相応する箇所はない。

ルーアン司教アウドイヌス *Audoinus* は『フランク史書』では第42章、第45章、第47章の3カ所に登場する。第42章では、ダゴベルト1世(623-638)のころ、彼の名声が高まっていたこと (アウドイヌスは632-638年、ダゴベルト1世の宮廷の書記職レフェンダリウスを勤め、641年、ルーアン司教に就任(～684)する)、第45章では彼がエプロインから助言を求められ、それに返答したこと、第47章では彼が父親に対して悪行を行う宮宰ギスレマールを戒め、ギスレマールに神罰が下るとの予言をしていたこと、および彼アウドイヌ

スの死と葬儀、について記される。“Tunc et beatus Audoinus episcopus exortus enituit.”(*Liber Historiae Francorum* c.42) ; “Ad beatum Audoenum (Ebroinus) direxit, quid ei consilium daret interrogatur. ...”(*Liber Historiae Francorum* c.45) ; “Cui beatus Audoinus episcopus prohibuit, ne hac nequicia contra patrem inferret ; quod ille audire contempsit. ... His diebus beatus Audoinus Rotimagensis episcopus plenus dierum ac virtutibus preclarus Clepiaco villa regale in suburbana Parisiorum civitate migravit ad Dominum ; cum gloria basilica sancti Petri apostoli Rothomacum civitate sepultus est.”(*Liber Historiae Francorum* c.47)

『アドン年代記』においては、『フランク史書』第42章に相応する箇所 (Sp.113 l.2-l.11) ではアウドイヌスの記事は省かれており、第45章に相応する箇所 (Sp.116 l.47-Sp.117 l.12) でエブロインとのやり取りが記され、第47章に相応する箇所 (Sp.117 l.40-l.46) で彼の死が記され、その他にはアウドイヌスのことを記した箇所はない。“(Ebroinus) ad Audoenum episcopum Rothomagensem dirigit. Mox responso inde accepto tyrannice contra hostes debacchatus.”(*Adonis Chronicon*, Migne PL 123, Sp.117 l.2-l.4) ; “S. Audoenus episcopus, virtutibus clarus, migravit ad Dominum.”(*Adonis Chronicon*, Migne PL 123, Sp.117 l.45-l.46)

一方『フレデガリウス年代記』では第4書・第78章がダゴバルト1世宮廷のレフェンダリウスを勤めていたダド (アウドイヌスの幼名) についてふれており、『フレデガリウス年代記続編』では第4章で『フランク史書』第47章を下敷きにして、アウドイヌスが宮宰ギスレマールを戒めたこと、およびアウドイヌスの死について記される。“Cui sanctus Audoenus episcopus increpabat sepius ac subinde, ut ad pacem vel patris indulgentiam remearet ... Eo tempore beatus Audoenus episcopus plenus virtutibus migravit ad Dominum”(*Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes* c.4)

⑦ 「このころアンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟マルティヌスがアウストラシア王国を王のもとで管理していた」(quo tempore Pipinus Ansegelli

filius et Martinus frater eius Austrasiorum regnum sub rege disponebant) (36 S.Blidrannus)

『アドン年代記』では“Ulfoaldo decedente, Martinus et Pippinus junior filius Ansegisili, regibus decedentibus, dominabantur in Austria (*Adonis Chronicon*, Migne PL 123, Sp.117 l.12-l.14)、『フランク史書』では“Eo quoque tempore, decedente Vulfoaldo de Auster, Martinus et Pippinus iunior, filius Anseghiselo quondam, decedentibus regibus, dominabantur in Austria”(Liber *Historiae Francorum* c.46)、『フレデガリウス年代記続編』では“In Auster quoque, mortuo Vlfoaldo duce, Martinus dux, et Pippinus, filius Anseghisilo quondam Franco nobile, dominabantur, defunctis regibus”(Chronicarum quae dicuntur *Fredegarii continuationes* c.3)とあり、いずれも「マルティヌスと、アンゼギゼルの息子ピピン」としていて、両者の関係については直接的にはふれていない(“iunior”をどう解するかの問題については後出「4.2 個別検討6)」でふれる)。

これに対して『ヴィエンヌ聖人暦』は「アンゼギゼルの息子ピピン」と「彼の兄弟 (frater eius) マルティヌス」とする(「彼の」(eius)をどう解するかの問題については後出「6. 結び」でふれる)。

⑧ 「このころアンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟マルティヌスがアウストラシア王国を王のもとで管理していた」(quo tempore Pipinus Ansegelli filius et Martinus frater eius Austrasiorum regnum sub rege disponebant) (36 S.Blidrannus)

『アドン年代記』では“Ulfoaldo decedente, Martinus et Pippinus junior filius Ansegisili, regibus decedentibus, dominabantur in Austria (*Adonis Chronicon*, Migne PL 123, Sp.117 l.12-l.14)、『フランク史書』では“Eo quoque tempore, decedente Vulfoaldo de Auster, Martinus et Pippinus iunior, filius Anseghiselo quondam, decedentibus regibus, dominabantur in Austria”(Liber *Historiae Francorum* c.46)、『フレデガリウス年代記続編』では“In Auster quoque, mortuo Vlfoaldo duce, Martinus dux, et Pippinus, filius Anseghisilo quondam Franco

nobile, dominabantur, defunctis regibus”(Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes c.3)とあり、いずれも「王たちが亡くなって」とする。

⑨ 「ピピンの息子で信仰において高名な聖なるグリモアルドゥスが」(sanctus Grimoaldus filius Pipini, vir in religione clarus) (36 S.Blidrannus)

グリモアルトの人柄・性格について、『アドン年代記』は「穏健にして公正な人」Grimoldus, vir modestus et justus(Adonis Chronicon, Migne PL 123, Sp.119 l.23-l.24)と述べる。これはおそらくは『フランク史書』の「この宮宰グリモアルトは敬虔で穏健であり、平和を愛する公正な人であった」Eratque ipse Grimoaldus maiorum domus pius, modestus, mansuetus et iustus.(Liber Historiae Francorum c.50)から摘記したものであろう。

これに対し『フレデガリウス年代記続編』は「彼はきわめて温和な人で、全き善良さと寛大さに満ち、施しに惜しむことなく、祈りににおいて熱心であった」fuitque vir mitissimus, omni bonitate et mansuetudine repletus, largus in elemosinis et in orationibus promptus. (Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes c.6)と、『フランク史書』をそのまま引くのではなく、独自の表現に変えている。

⑩ 「至福なる殉教者ランベルトの聖堂に」(in basilica beati Landeberti martyris) (39 S.Bobilinus)

「殉教者」(martyr)の語は『フランク史書』、および『フレデガリウス年代記続編』にはあるものの、『アドン年代記』にはない。

⑪ 「国王リウトプランドゥスが至福なるアウグスティヌスの遺骨をサルディニアから高い代価を支払って」(Leutprandus rex ossa beati Augustini ... dato magno pretio) (39 S.Bobilinus)

このアウグスティヌスの遺骨の移置奉遷譚は、パウルス・ディアコヌスの『ランゴバルト史』がもとにあって、それを『アドン年代記』が要約して、

さらにそれに基づき『ヴィエンヌ聖人暦』が書き記していると思われる。

しかして『アドン年代記』では、『ランゴバルト史』の「高い（大きな、*magnus*) 代価を支払って」という表現のうち、「大きな」(*magnus*)の語が省かれている。

これに対し『ヴィエンヌ聖人暦』ではこの「大きな」(*magnus*)という語が入っている。

⑫ 「このころピピンが亡くなった。プリンケプスの立場とともに27年間（この立場を）保持し、宮宰カールを彼に代わって国王クローヴィスのもとに残して」(*tunc temporis Pipinus mortus est, cum principatum obtinuisset XXVII annos, relicto Karlo in suo loco majore domus sub Clodovaeo rege*) (40 S.Austrobertus)

『アドン年代記』では中ピピンの死去の報告のあと、話題はイングランドのことに移り、ピピン死後のフランクの政情からはしばらく離れる。『フランク史書』では中ピピンの死去の報告に続いて、その寡婦プレクトルドゥスが孫テウドアルトを擁して政権を掌握しようとしたさまが語られる。いずれにも「宮宰カールを彼に代わって国王クローヴィスのもとに残して」に相当する箇所・文言はない。

これに対して『フレデガリウス年代記続編』は中ピピンの死去の報告に続いて、「彼はその息子カールをあとに残した」*Reliquit suprestitem Carlo filio suo* (*Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes* c.8)という一文をつけ、そのあとでプレクトルドゥス関連の話題に移る。なお『フレデガリウス年代記続編』は、これらの報告の直前のところで、中ピピンの息子、宮宰グリモアルトが父に先立って死去し、その幼い息子テウドアルトが宮宰職を継いだことを語るさい、「このあと彼の幼い息子テウドアルドゥスが彼に代わって上述の国王ダゴベルトのもと、宮廷での宮宰職を引き受けた」*Post haec Theudoaldo, filio eius parvulo, in loco ipsius cum praedicto rege Dagoberto majorum domato palatii accepit.* (*Chronicarum quae dicuntur Fredegarii*

continuationes c.7)と表現している (39 S.Bobilinusの項を参照)。

⑬ 「このころピピンが亡くなった。プリンケプスの立場とともに27年間 (この立場を) 保持し、宮宰カールを彼に代わって国王クローヴィスのもとに残して」 (tunc temporis Pipinus mortus est, cum principatum obtinuisset XXVII annos, relicto Karlo in suo loco majore domus sub Clodoveo rege) (40 S.Austrobertus)

第40代アウストロベルトゥスの項において注記したが、「クローヴィス」は「クロタル」の誤りと思われる。『アドン年代記』『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』のいずれもカールが擁立した王を正しく「クロタル」としている。

4. 考察——結論

4.1 全体的所見

前章で提示したテキストの比較対照、および相違点詳細から読み取れるところを検討していこう。初めに、全体的な所見を述べる。

19世紀半ばの編纂・刊本としての『ヴィエンス聖人暦』からは、筆跡の違いの有無や、細かな訂正・加筆の有無は不明であるが、考察対象とした第27代ドムノルスの項から、第43代ウルススの項までの記載に関しては、少なくとも3度の記載時期 (第27代ドムノルス～第40代アウストロベルトゥス、第41代ウィリカリウス、第42代プロクルス・第43代ウルスス)が考えられよう (第40代アウストロベルトゥス、および第42代プロクルスの項での注記を参照)。また書き手に関しては、第27代ドムノルス～第40代アウストロベルトゥスの項までは同一の書き手、第42代プロクルス・第43代ウルススの項は別の一人の書き手が推察され、第41代ウィリカリウスの項は第42代・第43代の項とは異なる書き手と考えられるが、第40代の項までの書き手と同一かどうかは不

明である。

内容に関していうならば、実質的な内容を伴わない第42代プロクルス・第43代ウルススの項をさしあたり措くとするならば、『ヴィエンヌ聖人暦』の第27代ドムノルス～第41代ウィリカリウスの項は、『アドン年代記』に大幅に依拠していることが見て取れる。それは単に、歴代皇帝を年代確定の基準におき、キリスト教界・フランク・イングランド・イタリア等、各地・各界の情勢を語り、その時々々にヴィエンヌ教会の状況や、司教の事蹟を差し挟む、という点において『ヴィエンヌ聖人暦』が『アドン年代記』に依拠している、ということに留まらない。総じて『ヴィエンヌ聖人暦』は『アドン年代記』の記述、『アドン年代記』の語る話題・主題から離れて、別の、独自の話題・主題を語ることはないのである。ごくごく単純化するというなら、自分の言葉・表現に変えることはあるものの、またまれに文言を付け足すことがあるものの、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は基本的には『アドン年代記』から抜き書きしているのである。

問題は、書き手が書き直すさい、文言を付け足すさいに、『アドン年代記』以外の別の史料・文献を利用しているかどうかである。次節においてあらためて個々の司教の項について、とりわけ『アドン年代記』と相違する点に関して、検討していきたい。

4.2 個別検討

以下、各司教の項をあらためて見ていく。なお、第36代司教ブリドラヌスの項における相違点⑧は、われわれが問題とする箇所であり、ここではさしあたりペンディングとしておく。

1) 第29代クラレンティウス、第30代シンドゥルフス、第32代エオアルドゥス、第33代ドドリヌス、第34代ボボヌス、第37代アグラトゥス、第38代ポアルドゥス、第39代ボビリヌス、第41代ウィリカリウスの各項。

これらの項の記述は、いずれも『アドン年代記』の要約や摘記（場合によ

っては、あちらこちらから取って記される。第37代アグラトゥスの項がその典型)、あるいはそこからの借用そのもの(第38代ボアルドゥスの項や第41代ウィリカリウスの項がその典型)であり、『アドン年代記』以外の史料・文献に拠ったとは考え難い。

2) 第42代プロクルス・第43代ウルススの項。

この両項の記載事項には、既述のように実質的な内容は伴われていない。おそらくは、『アドン年代記』においてこの両司教下での事蹟が特記されていないことから、『アドン年代記』に記されるそれぞれの司教の人柄・性格にのみ、ふれたものと思われる。

残る第27代ドムノルス、第28代エテリウス、第31代ヘクディキウス、第35代ゲオルギウス、第36代ブリドランヌス、第40代アウストロベルトゥスの各項も、基本的には『アドン年代記』の要約や摘記と見ることができよう。ただ、それぞれに『アドン年代記』とは相違する部分(ナンバリングした波線部)があることから、そこを中心にあらためて個々見ていく(以下、第27代ドムノルスの項での波線部①の意味で、27①のように略記する)。

3) 先に『アドン年代記』との相違点、としたが、「相違」のレヴェルは様々である。まず、31③、および40⑬はいずれも事実関係の上での明白な間違いであり、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手の単純な誤りと判断される。

第31代ヘクディキウスの項に関しては、全体が『アドン年代記』からの摘記であるなか、誤っている「ネクタリウス」の部分31③のみを他の部分に拠ったとは思われない。40⑬は、『アドン年代記』の記述に『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が付け足した部分⑭での、「クロタル」とすべきところを「クローヴィス」とした誤りであるが、これも書き手が『アドン年代記』や他の文献(少なくとも、後述するように眼前にしていると推察される『フレデガリウス年代記続編』)からの情報・知識を誤って書き記したものと判断される。

4) 35④、39⑪は、「相違点」とはいつても、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『アドン年代記』の記述に対し自分の言葉・用語に変えて記したところ、そこが、『アドン年代記』もまた自身の言葉・用語に変えていた箇所であって、結果的にたまたま原テキストのそれと同じになったもの、と考えられよう。『アドン年代記』に依拠するなか、それぞれ“carcer”、“magnus”という語をわざわざ『アドン年代記』以外の材料から取り出してきて、「書き直した」「書き加えた」とは思われぬ。

39⑩の“martyris”の付加も同様であろう。書き手の知識の範囲内での「書き加え」であったと見るのが穏当と思われる。

なおこの種の「相違点」は『アドン年代記』の依拠した文献・史料をさらに探り、それと照らし合わせるなら、他にもまだある可能性がある。しかし、本質的には『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『アドン年代記』に依拠しているというなか、『アドン年代記』とは異なる記載・記述を他に求めたことを示すような「相違」とはいえないであろう。

ただしわれわれは、上の判断にもかかわらず、35④、39⑪、39⑩に関して、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が、『アドン年代記』が依拠した文献・史料を見ていた可能性を否定することはまではできまい。メロヴィング末期フランクの政情に関するそれとしては、『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』を眼前にしていた可能性、には留意しておきたい。

5) 『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『アドン年代記』の様々な箇所から文言を引いてくるスタイルにあつて、36⑥「このころルーアン司教聖アウドニヌスが(いて)」という単に名前をあげただけの文では、書き手が何に・どの箇所に——『アドン年代記』であれ、他の文献・史料であれ——依拠したのかを明確にすることは困難である。非常にあいまいではあるが、『アドン年代記』『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』を読んでいれば、記すことが可能な文言、と判断しておきたい。

6) 中ピピンとマルティヌスなる人物とが系譜上どのような関係にあるのかにふれた箇所である36⑦。

このころアンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟マルティヌスがアウストラシア王国を王のもとで管理していた (quo tempore Pipinus Ansegelli filius et Martinus frater eius Austrasiorum regnum sub rege disponebant)

マルティヌスなる人物は、同時代史料では『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』でしか現れず、どのような人物であるのか、系譜・経歴も全く不明。研究者の間では、かつてH.E.ボネルが『フランク史書』にある“Martinus et Pippinus iunior filius Anseghiselo quondam” (そもそも書かれた当時、句読点は付されない) を“Martinus et Pippinus, / iunior filius Anseghiselo quondam” (マルティヌスと、故アンゼギゼルの年少のほうの息子ピピン) と読む可能性を指摘し (明示するため下線、ならびに“/”を付した。以下同じ)、中ピピンに先行するマルティン⁹をアンゼギゼルの年長のほうの息子と解して、マルティンを中ピピンの兄と推測した (1866年)¹⁹。しかし仮に「アンゼギゼルの年少のほうの息子ピピン」と読むにせよ、そこからマルティヌスを「年長のほうの息子」とすることには飛躍があり、カロリング家の系譜研究からも、マルティヌスを中ピピンの兄弟とする後代の史料報告はいずれも上記『フランク史書』の読み方から来ているものであり、両者の親族関係は疑わしいとされる。今日、問題個所は通例“Martinus et Pippinus iunior, / filius Anseghiselo quondam” (マルティヌスと、故アンゼギゼルの息子、年少のほうのピピン) と読まれ、“iunior”は大ピピン (年長のほうのピピン) との区別のための形容辞と見られている。

『ヴィエンヌ聖人暦』は中ピピンとマルティヌスとの関係を、「アンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟マルティヌス」と、「彼の」をどう解釈するにせよ) 明確に親族関係のうちに置くが、しかし、『ヴィエンヌ聖人暦』が『アドン年代記』に拠っていることは明らかであり、その『アドン年代記』が『フ

『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense* の典拠をめぐる一考察
『フランク史書』に拠っていることから考えて、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手
が何らかの未知の文献・史料に拠っていたとは考え難く、ボネルと同じ読み
方をしたことから来るもの、つまり自分の言葉・表現に変えた箇所、と思わ
れる。

7) グリモアルトの人柄・性格について、『フランク史書』と『アドン年
代記』が形容辞を単に並列させるのに対し、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手
は36⑨「信仰において高名な」(in religione clarus)と、少しニュアンスをも
った表現になっている。一方『フレデガリウス年代記続編』は形容辞の並列
とともに「施しに惜しむことのない」(largus in elemosinis)「祈りにて熱
心」(in orationibus promptus)と、『フランク史書』から離れた独自の、『ヴ
ィエンヌ聖人暦』と同様の、表現を採る。

そこで、2つの可能性が考えられよう。

(1)『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『フレデガリウス年代記続編』を読ん
でおり、この表現を採った。

(2)『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『フレデガリウス年代記続編』の作者
同様、『アドン年代記』から離れた独自の、自分の表現に変えた。

いずれに蓋然性が高いか、未決定のままとせねばなるまい。

8) 27①、36⑤は、それぞれ、『アドン年代記』においてあいまいなと
ころを正確な内容に、誤っているところを正しい内容に、「書き直して」いる
ところである。

27①において『ヴィエンヌ聖人暦』は、クロタール(2世)をフランク(=
ネウストリア)分国王、テウデリヒ(2世)をブルグント分国王とする。『アド
ン年代記』からは知られないこの事実が記される理由として2つの可能性が
考えられよう。

(1)『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『フランク史書』か『フレデガリウス
年代記』(あるいは両書)を読んでいて、正確を期した。

(2)『アドン年代記』でのテウデリヒ2世を中心とする叙述の流れから、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手がテウデリヒ2世をブルグント分国王と見た。いずれに蓋然性が高いか、ここでもさしあたり未決定のままとせねばなるまい。

36⑤の相違点。『アドン年代記』が『フランク史書』から引くさいに「クローヴィス」を「クロタル」と誤り、他方『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手はこれを正しく「クローヴィス」としている。この相違についても2つの可能性が考えられよう。

(1)『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『フランク史書』か『フレダガリウス年代記続編』（あるいは両書）を読んでいて、そちらの方が正しいと判断した。

(2)『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『アドン年代記』に「クロタル」とあるところを、「クローヴィス」と誤って記した。

『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が書き誤ったという(2)の可能性は、一見突飛であり、(1)の判断のほうが蓋然性が高いようにも思われるが、しかし、この書き手が別のところで同じことをしている(40⑬)以上、この可能性も捨てきれまい。

9) 28②と40⑫は、いずれも『アドン年代記』にはない記述を『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が付加した箇所である。念のために言い添えるなら、全く新たな、別の話題・主題を書き加えたものではなく、内容上つづくことがらを付加したものである。

28②へとつづく、直前の、アナスタシオスの殉教譚の箇所は、『ヴィエンヌ聖人暦』の文言が『アドン年代記』のそれとほぼそのままであることから鑑みて、『アドン年代記』が『聖アナスタシオスの事蹟』を簡潔に要約したところを、さらに『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が要約・摘記したものと判断される(簡潔に要約している『アドン年代記』が眼前にあるにもかかわらず、

なお『聖アナスタシオスの事蹟』から直接引いた、とは思われない)。しかして『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は、『アドン年代記』が言及していない聖アナスタシオスの墓所に関して、おそらくは『聖アナスタシオスの事蹟』から直接補ったと考えられる。『ヴィエンヌ聖人暦』のこの一文28②と『聖アナスタシオスの事蹟』の対応箇所との間で見られる、とりわけベダによるものではないかといわれるギリシア語からのラテン語訳とされるテキスト²⁰⁾との間で見られる、同様に、きわめて簡潔な表現は、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手がここでは原文献である『聖アナスタシオスの事蹟』を用いたことを強く推察させるからである。そのさいおそらくは“Sergius”を“Georgius”に誤ったのであろう（あるいは『ヴィエンヌ聖人暦』の伝来の過程での誤読・誤記であろうか）。

改めて確認しておこう。この28②の「相違点」は、『アドン年代記』では語られない情報という内容からして、これを書き加えるにあたって『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が別の文献・史料を参照していたことは間違いなく、おそらくそれは『アドン年代記』が依拠した『聖アナスタシオスの事蹟』それ自体であったと考えられよう。

40⑫へとつづく、直前の、中ピピンの死に関する箇所は、ここも、『ヴィエンヌ聖人暦』の文言が『アドン年代記』のそれとほぼそのままであることから鑑みて、『アドン年代記』が『フランク史書』に依拠した部分を、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が摘記したものと判断される（つづく司教アウストロベルトゥスの死去に関する部分も『アドン年代記』からほぼそのまま引いていることから鑑みて、上の部分だけ『フランク史書』から直接引いた、とは思われない)。しかして『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は『アドン年代記』が中ピピンの死をもってひとまず話題を終えているところに、「宮宰カールを彼（＝中ピピン）に代わって国王クローヴィスのもとに残して」（*relictō Karlo in suo loco majore domus sub Clodovaeo rege*）という、カール・マルテルが中ピピンの後継者として残されたという一文を付記する。

『アドン年代記』にも、そしてそれが依拠した『フランク史書』にもないこのような一文を加えていることは、書き手が独自に加えた可能性もなくはない。しかし、『フレデガリウス年代記続編』が「彼(=中ピピン)はその息子カールをあとに残した」(*Reliquit suprestitem Carlo filio suo*)と、同じ場面で、同様の内容を、同様な表現で記していることを顧慮するなら、書き手は『フレデガリウス年代記続編』からこの一文を参照して書き加えたと考えるのが妥当であろう。加えて『フレデガリウス年代記続編』はこれらの報告の直前のところで、中ピピンの息子、宮宰グリモアルトが父に先立って死去し、その幼い息子テウドアルトが宮宰職を継いだことを語るさい、すなわち上の場面と同様な場面で、「このあと彼の幼い息子テウドアルドゥスが彼に代わって上述の国王ダゴベルトのもと、宮廷での宮宰職を引き受けた」*Post haec Theudoaldo, filio eius parvulo, in loco ipsius cum praedicto rege Dagoberto maiorum domato palatii accepit*)と表現しており、これもまた『ヴィエンヌ聖人暦』の先の文言に近似していることをも考慮するなら、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『フレデガリウス年代記続編』を眼前にして、かの一文を書き加えたとの推測は、蓋然性をより高めよう。

この40⑫の「相違点」も、『アドン年代記』では語られていないことからして、この一文を付加するにあたって『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が、自身の知識から独自に書き加えた可能性もなくはない。しかし、繰り返すなら、同じ場面で、同様の内容を、同様な表現で記している『フレデガリウス年代記続編』を眼前にし、参照していた可能性が最も高いと判断されよう。

4.3 考察——結論

残された「相違点」をめぐる問題は36⑧の箇所であるが、さしあたりこれは措くこととして、前節での各項・各相違点への所見をあらためてまとめ、考察を加えよう。

(1) 『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は、メロヴィング期末期という時代枠においては、構成上、内容上、そして文言——自分の言葉に書き直したとこ

ろ以上に、そのまま抜き書きしたというべき箇所が目立つ——の上でも『アドン年代記』にはほぼ全面的に依拠し、ここから離れて独自の、全く新たな、別の話題・主題を語ることはない。

(2) 『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が、『アドン年代記』の記述にはないが、内容上それにつづくことがらを付加した部分は2箇所(28②、40⑫)あり、ここから書き手が『アドン年代記』以外に『聖アナスタシオスの事蹟』と『フレデガリウス年代記続編』を利用していたことが、高い蓋然性をもって推察される。

(3) 『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手がその他に参照した文献として『フランク史書』(27①、35④、36⑤、39⑩)と『フレデガリウス年代記』(27①)も考えられる。

両書のうち、『フレデガリウス年代記』については、『フレデガリウス年代記続編』の写本が『フレデガリウス年代記』とともに伝わっていること²¹⁾(だから『続編』と見なされてきた)から考えて、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は『続編』を伴った『フレデガリウス年代記』を参照した可能性がある、としてよいであろう。他方『フランク史書』については、書き手が必ず参照していたはず、とまではいいえない。

(4) 『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が単に自分の言葉・表現に書き直したものであるかどうか判断に迷う事例を「相違点」のうちにあげ、個々検討した。われわれは35④、39⑪は書き手の自分の言葉・表現であり、39⑩は書き手の知識の範囲内の「書き加え」であろうと判断した。36⑨も書き手の自分の表現と思われるが、『フレデガリウス年代記続編』を眼前にしていると推察されることから、これに拠ったのかもしれない。36⑦についてはわれわれは、書き手が『アドン年代記』の記述に対する自分なりの「読み方」により書き直したものと判断する。

(5) 27①、36⑤は、『アドン年代記』においてあいまいなところが正確な内容に、誤っているところが正しい内容になっているところであった。これをどう判断するかは難しいところであり、上ではそれぞれ2つの可能性をあ

げた。しかしわれわれはここでつぎの点に注意したい。『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手に『アドン年代記』の記述があいまいであると思われたとき、何に基づいて補ったのであろうか。そもそも『アドン年代記』の記述が誤っていると判断する場合、何に基づいて誤っていると判断したのであろうか。すなわち問題にしたいのは、書き手が『アドン年代記』によりもプライオリティを置いたはずの文献・史料の問題である。

前節の「個別検討8）」においてわれわれは27①、36⑤の問題について、それぞれ可能性(1)として『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『フランク史書』か、『続編』を伴った『フレデガリウス年代記』（あるいは両書）を読んでいて、正確を期した／そちらの方が正しいと判断した、と述べた。しかし問題は、書き手が眼前にする文献・史料のいずれにプライオリティを置いたかである。

書き手にとって、書き手がほぼ全面的に依拠する『アドン年代記』以上に信頼を置いた文献・史料は何であったか。28②、40⑫の事例からすると、その候補としてあげうるものは、一つは『アドン年代記』が依拠した『聖アナスタシオスの事蹟』であり、今一つは『フレデガリウス年代記続編』である。書き手が『フランク史書』を眼前にしていたかどうかは確認できないが、メロヴィング期フランクの政情を詳述する『フレデガリウス年代記続編』（『続編』を伴った『フレデガリウス年代記』）は、書き手にとって「参照枠」になっていたことは間違いあるまい。あるいは『アドン年代記』が依拠した書物の一つであると認識されていたのかもしれない。

『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『アドン年代記』の記述内容を書き直すとき、それが偶然的なことではなく、意識的に行われる場合、書き手が『アドン年代記』によりもプライオリティを置いた文献・史料があったはずである。メロヴィング期末期フランクの政情に関しては、『フレデガリウス年代記続編』がその一つとして書き手の眼前に存在したと考えられよう。

以上を総括すると、つぎのようになろう。『ヴィエンヌ聖人暦』は、メロヴィング期末期という時代枠においては、『アドン年代記』にほぼ全面的に

依拠し、時にこれを補い、時にこれを直しているが、そのさい、高い蓋然性をもっていえることであるが、『聖アナスタシオスの事蹟』と『フレデガリウス年代記続編』を参照していた、そのような「構造」にある、と。

残された「相違点」36⑧の問題に移ろう。

問題の箇所は、『フランク史書』では“*decedentibus regibus*”、『フレデガリウス年代記続編』では“*defunctis regibus*”、『アドン年代記』では“*regibus decedentibus*”と、いずれも「王たちが亡くなって」とある。『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は、そのうちの少なくとも『アドン年代記』と『フレデガリウス年代記続編』の2点を眼前にしているにもかかわらず、われわれに未知の、別の文献・史料に依拠して、“*sub rege*”（王のもとで）と直したのであろうか。

『アドン年代記』にはほぼ全面的に依拠し、そこから離れた話題・主題を語ることのない書き手にあって、『アドン年代記』においてあいまいなところ、誤っているところを意識的に書き直す、という可能性はある。そのさいには当然のことながら書き手の判断基準となる文献、書き手が『アドン年代記』よりもプライオリティを置く文献の存在が想定されるが、メロヴィング期末期フランクの政情に関しては、『フレデガリウス年代記続編』がそれと推察された。しかし書き手が、『アドン年代記』のみならず『フレデガリウス年代記続編』もまた誤っていると判断する、その根拠となるような文献・史料がはたして存在したのであろうか。書き手が『アドン年代記』よりも、『フレデガリウス年代記続編』よりも、プライオリティを置く文献・史料がはたして存在したのであろうか。

仮に『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手の眼前に、一方に「王たちが亡くなって」と記す『アドン年代記』および『フレデガリウス年代記続編』があり、もう一方に「王のもとで」と記すべきことを示唆する史料・文献があったとして、書き手がいずれにプライオリティを置くかといえは、後者に特段の理由がない限り、当然のことながら、前2者にであらう。そのような特段の理由をもつ史料・文献がこの36⑧の箇所に関してのみ存在し、それ故に『ヴィエンヌ

聖人暦』の書き手がこれにプライオリティを置いた、と想定すること、それは非常に考え難いとわねばなるまい。

われわれは当初、11世紀の『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手に、メロヴィング期末期の史料として、『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』以外の何らかの史料・伝承が伝わっていたのか、という問題設定をした。しかし、テキストの検討を通して、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『フランク史書』に依拠する『アドン年代記』と、『フレデガリウス年代記続編』とを眼前にしていると推察されること、メロヴィング期末期フランクの政情に関しては、「参照枠」として『フレデガリウス年代記続編』にプライオリティを置いていた、と推察されることから、われわれは当初の問題設定を、書き手が『アドン年代記』と『フレデガリウス年代記続編』の2つの文献によりもプライオリティを置く史料・文献が存在したのか、と言い換えることができよう。この問いに対してわれわれは、そのようなものが存在したとは考え難い、と判断する。先に総括として示した『ヴィエンヌ聖人暦』の「構造」にあっては、われわれが問うべきことは、単に「王のもとで」と記すべきことを示唆する史料・文献があったか、という次元の問題ではないのである。

クルシュは『ヴィエンヌ聖人暦』での“*sub rege*”（王のもとで）の箇所を“*sine rege*”（王なしで）の誤りではないか、とされていた。ガーバーディングはこれを“*tampering*”（否定的ニュアンスが強いので「改変」というより「改竄」と訳すべきかもしれない）と呼んで、その必要はないとした。しかしわれわれはクルシュのこの推察があながち強引というわけではないと考える。『フランク史書』に依拠する『アドン年代記』と、『フレデガリウス年代記続編』とを眼前にし、これらに依拠していた『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手に、この2つの文献が誤っていると判断させるような史料・文献が存在したとは考えられないからである。とはいえ、筆者（岡地）はクルシュの考えに与するわけではない。次章で仮説を提示する。

いずれにせよわれわれは、11世紀の『ヴィエンヌ聖人暦』が、われわれに未知の文献・史料を用いていたとは考えられず、これをメロヴィング期末期の史料として利用することはできない、と判断する。

5. 推察——仮説の提示

『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『アドン年代記』に依拠し、その『アドン年代記』が『フランク史書』に依拠していたことについては縷々ふれた。『ヴィエンヌ聖人暦』における問題の一節「このころアンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟マルティヌスがアウストラシア王国を王のもとで管理していた」(quo tempore Pipinus Ansegelli filius et Martinus frater eius Austrasiorum regnum sub rege disponebant) もまた、その内容・表現から見て、『アドン年代記』をへて『フランク史書』にその原点が求められることは間違いないであろう。この原点である『フランク史書』第46章の当該箇所をあらためて見てみよう。

このころアウストラシアのウルフォアルドゥスが死に、王たちが亡くなって、マルティヌスと、故アンゼギゼルの息子、年少のほうのピピンがアウストラシアを統治した (Eo quoque tempore, decedente Vulfoaldo de Auster, Martinus et Pippinus iunior filius Anseghiselo quondam, decedentibus regibus, dominabantur in Austria)

理解を困難にしているのは「王たちが亡くなって」(decedentibus regibus) という部分であった。「王たち」(reges)、と「王」(rex) が複数形になっており、具体的に誰たちを指すのか詳らかでなく、その結果どのような状況下でのことなのかもまた不明確だからである。

しばらく関連する状況を追おう。主たる史料は『フランク史書』である。

656年、アウストラシア分国王ジギベルト3世が死去し、宮宰グリモアルト(大ピピンの息子)による「篡奪」がおこなわれる。ジギベルト3世の息子

ダゴベルト（2世）を追放し、自身の息子「キルデベルト」を王位に即かせる。これはネウストリア勢力の反感を呼び、グリモアルトは捕えられ、ネウストリア分国王クローヴィス2世の下、パリで処刑される（『フランク史書』第43章）。657年、ネウストリア分国王クローヴィス2世が死去し、王位を長子クロータル3世が継ぐも（『フランク史書』第44章）早世し、673年、弟テウデリヒ3世がネウストリア分国王となるとともに、末弟キルデリヒ2世がアウストラシア分国王として、ウルフォアルドゥスを後見役に、アウストラシアへ送り込まれる。この間にネウストリア宮宰についていたエプロインが、政変により、分国王テウデリヒ3世ともども一時失脚し、弟キルデリヒ2世がウルフォアルドゥスとともにネウストリアへ呼び戻される。しかしキルデリヒ2世は675年に殺害され、ウルフォアルドゥスはアウストラシアへ逃亡する。混乱の間にエプロインが再度ネウストリアにおいて権力を掌握し、彼に擁立されてテウデリヒ3世が復辟する（『フランク史書』第45章。念のため言い添えるなら、以上の箇所は『アドン年代記』でもほぼそのまま記される。*Adonis Chronicon*, Migne PL 123, Sp.116 l.2-l.14, l.21-l.30, l.47-Sp.117 l.12)。

つづく『フランク史書』第46章の冒頭が、件の一節「このころアウストラシアのウルフォアルドゥスが死に、王たちが亡くなって、マルティヌスと、故アンゼギゼルの息子、年少のほうのピピンがアウストラシアを統治した」である。グリモアルトの篡奪失敗後のアウストラシア情勢については、『フランク史書』はこの一節に至るまでほとんど何も語らず、アウストラシア分国王としてのダゴベルト2世についてはその存在すらふれていないのである。

それでも『フランク史書』のこの乏しい情報からアウストラシア情勢を探るべく、通例、「王たち」をダゴベルト2世に至るまでのアウストラシア王たちのことと解釈して時間的枠組みを定め、件の一節をダゴベルト2世死後（†679）の政治状況と捉えようとするのである。ガーバーディングが指摘するまでもなく、かなり強引な解釈ではある。

ところでわれわれは他の史料・文献からダゴベルト2世の存在を知っている。しかし、例えば『フランク史書』、『アドン年代記』のみを眼前にする者

には、国王としての彼の存在は知られない。『フレデガリウス年代記』および『フレデガリウス年代記続編』はダゴベルト2世についてはそもそもまったく言及しない。『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は『アドン年代記』での問題の箇所をどう読んだのであろうか。

問題の箇所のすぐ前のところで、『フランク史書』でも『アドン年代記』でも、クロタール3世、キルデリヒ2世が相次いで亡くなっていることが告げられる。これらを「王たちが亡くなって」に相応する出来事と見ることは、ガーバーディングならずとも、『フランク史書』『アドン年代記』を読む者にとっては自然な解釈であろう。しかしそうであるならば、アウストラシアの政情を記した一文の中に、何故、(アウストラシア分国王でもあったキルデリヒ2世はともあれ)ネウストリア分国王たちの死のことが差し挟まれねばならないのか。「王たち」をネウストリア分国王とするガーバーディングにあっては、しかし、この点についての説得的な説明はない。

われわれのここでの問題提起はこうである。『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は『アドン年代記』から、かの一文を引くに当たり、“*regibus decedentibus*”の部分について、われわれと同様、そしてガーバーディングと同様、どのように解釈するか、迷わなかったのだろうか。仮にガーバーディングと同様、「王たち」をネウストリア分国王たちと解するならば、何故、アウストラシアの政情を記した一文の中に彼らの死のことが差し挟まれねばならないのか、疑問をもたなかったのだろうか。結局、どう読んだのであろうか。

ここでわれわれは問題の文言“*regibus decedentibus*”の読み方についてあらためて考えてみよう。注意したいのは文中におけるこの語句の位置である。

先に相違点36⑦において“*iunior*”をどのように読むべきか (“*Pippinus iunior*”か“*iunior filius*”か)の問題に関連してふれたように、そもそも書かれた当時、句読点は付されていない。『フランク史書』の当該箇所はつぎのように書かれていた(後続文は省略する。なお、明示するため、下線・波線を

付した。以下同じ)。

“Eo quoque tempore decedente Vulfoaldo de Auster Martinus et Pippinus iunior filius Anseghiselo quondam decedentibus regibus dominabantur in Austria”

“decedentibus regibus” (王たちが亡くなって) の部分は、句読点はないが、“Martinus et Pippinus ... dominabantur” (マルティヌスとピピンが統治した) の一文中に差し挟まれており、この文に関する付帯状況を示していることに疑いはない。

『アドン年代記』における“regibus decedentibus”もまた同様である。“Martinus et Pippinus ... dominabantur”の一文中に差し挟まれており、この文に関する付帯状況を示している。

“Ulfuoldo decedente Martinus et Pippinus iunior filius Ansegisili regibus decedentibus dominabantur in Austria” (ウルフォアルドゥスが死に、マルティヌスとアンゼギゼルの息子ピピンが、王たちが亡くなって、アウストラシアを統治した) (“junior”はここでは敢えて訳出しなかった)

さて、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手が『アドン年代記』のこの一文を読み、かの文言“regibus decedentibus” (王たちが亡くなって) についてどう理解すべきか迷ったとしよう。そうしたさいにこの書き手には、先のわれわれの推察によれば、参照すべき文献があった。『フレデガリウス年代記続編』がそれである。そこにはどう書かれていたか。後続する文も含め、句読点を取り除いた、本来の形で示そう。注目したいのは“regibus decedentibus”に対応する“defunctis regibus”の文中での位置である。

“In Auster quoque mortuo Vlfoaldo duce Martinus dux et Pippinus filius Anseghisilo quondam Franco nobile dominabantur defunctis regibus commissis

invicem principibus Ebruino Martino atque Pippino adversus Theudericum regem excitantur ad bellum”

ここでは“defunctis regibus”は“Martinus dux et Pippinus... dominabantur”の後に置かれている。今日われわれの底本となっているのはクルシュ編纂のMGH版（1888年）であるが、クルシュは、この箇所が、『フレデガリウス年代記続編』の作者が『フランク史書』を要約している箇所であることを知っている（MGH版では『フランク史書』と同じ文言・表現の箇所は、活字のポイントを小さくして示され、欄外に『フランク史書』第46章と明記されている）。つまり彼は“defunctis regibus”（王たちが亡くなって）の部分が“Martinus dux et Pippinus ... dominabantur”（太公マルティヌスとピピンが統治した）の一文に対する付帯状況を示すものであることを知っている。そこで、彼は当然のことながら、つぎのように句読点を打つ（明示するため“/”を付した。以下同じ）。

“In Auster quoque, mortuo Vifoaldo duce, Martinus dux, et Pippinus, filius Anseghysilo quondam Franco nobile, dominabantur, defunctis regibus. / Commissis invicem principibus Ebruino, Martino atque Pippino, adversus Theudericum regem excitantur ad bellum.”（アウストラシアでも太公ウルフォアルドゥスが死に、王たちが亡くなって、太公マルティヌスと、高貴なるフランク人故アンゼギゼルの息子ピピンが統治した。この諸侯たちはエブロインに対して互いに結び、マルティヌスとピピンは王テウデリヒに対して戦いへと駆り立てられた）

しかし、『フレデガリウス年代記続編』が『フランク史書』に依拠していることを知らないままで読んだ場合、どうであろう。“... dominabantur”で一文が終わり、“defunctis regibus”の部分が後続する一文の付帯状況を示している、として読む可能性もあるのではないか。

“In Auster quoque, mortuo Ulfoaldo duce, Martinus dux, et Pippinus, filius Anseghysilo quondam Franco nobile, dominabantur. / Defunctis regibus, commissis invicem principibus Ebruino, Martino atque Pippino, adversus Theudericum regem excitantur ad bellum.” (アウストラシアでも太公ウルフォアルドゥスが死に、太公マルティヌスと、高貴なるフランク人故アンゼギゼルの息子ピピンが統治した。王たちが亡くなって、この諸侯たちはエブロインに対して互いに結び、マルティヌスとピピンは王テウデリヒに対して戦いへと駆り立てられた)

すなわちアウストラシアで権力を掌握したピピンらが、クロタル3世、キルデリヒ2世が相次いで亡くなり、混乱しているネウストリア情勢を見て、ネウストリアへ攻め入る、そのような状況が描かれている、と読み取る可能性である。

この読み方は決して突飛なものではない。むしろ文章だけで考えるなら、付帯状況を文頭に配した文として読むほうが自然であろう。実際、ミーニュ版Migne PL 71 (1849年)に収録されている『フレデガリウス年代記続編』(1699年のT. Ruinart編纂を再録)の編者T.リュイナールはそのように読んでいるのである。

“In Auster quoque, mortuo Ulfoaldo duce, Martinus dux, et Pippinus filius Ansegiseli quondam Franco nobilis, dominabantur. / Defunctis regibus, commissis invicem principibus, Ebruino, Martino atque Pippino, adversus Theodericum regem excitantur ad bellum.” (Fredegarii Scholastici Chronicum continuatum, Migne PL 71, Sp.667-668)

われわれの推察はこうである。『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は、『アドン年代記』の“regibus decedentibus” (王たちが亡くなって) の部分を理解するべく、『フレデガリウス年代記続編』を参照する。そして『フレデガリウス

『ヴィエンヌ聖人暦』 *Hagiologium Viennense*の典拠をめぐる一考察
年代記続編』の対応箇所を上記のように読んで納得する。問題の箇所は、『フ
ランク史書』に関してガーバーディングが考えたのと同様に、ネウストリア
分国王たちのことと読め、しかもネウストリア関係の文脈におかれる（！）
からである。そこで『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は、『アドン年代記』の
記述の「誤り」を、つぎのように読み換えることになる。

“Ulfuldo decedente Martinus et Pippinus junior filius Ansegisili dominabantur
in Austria. / Regibus decedentibus, moto praelio contra Theodoricum regem et
Ebroinum, Martinus fuga lapsus Lugduno cloaca se reclusit : Pippinus quoque e
latere evasit.” (ウルフォアルドゥスが死に、マルティヌスとアンゼギゼルの
息子ピピンがアウストラシアを統治した。(ネウストリアの) 王たちが
亡くなって、王テオデリヒとエブロインに対する戦いに駆り立てられた
が、マルティヌスは敗走してランに閉じこもり、ピピンもまた隠れ逃れた)
 (“junior”はここでは取って置かなくていい)

さて、書き手は『アドン年代記』の件の一文を『ヴィエンヌ聖人暦』に取り
入れる。ここでは人物の並びや語句を自分なりに書き直す。そしてここでは
“regibus decedentibus” (王たちが亡くなって)、とあるべきではない。クルシ
ユの表現を借りていうなら“sine rege” (王なしで)、とあるべきではない。強
いてこの箇所を書き改めるとすれば“sub rege” (王のもとで) とあるべきで
あった。

“quo tempore Pippinus Ansegelli filius et Martinus frater eius Austrasiorum
regnum sub rege disponebant” (このころアンゼギゼルの息子ピピンと彼の
兄弟マルティヌスがアウストラシア王国を王のもとで管理していた。)

つまり『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は、ガーバーディングの900年以上前
にガーバーディングと同じ解釈をしたのだ、と。

6. 結び

『ヴィエンヌ聖人暦』のかの一節“quo tempore Pipinus Ansegelli filius et Martinus frater eius Austrasiorum regnum sub rege disponebant”の中の、“Pipinus Ansegelli filius et Martinus frater eius”（アンゼギゼルの息子ピピンと彼の兄弟マルティヌス）の解釈をめぐって、かつて、K.A.エックハルトとE.ラヴィチュカの2人の中世史家の間で応酬がなされた。争点はマルティヌスなる人物の系譜にあった。

相違点36⑦への「個別検討6」に記したように、マルティヌスなる人物は、同時代史料では『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』でしか現れず、どのような人物であるのか、系譜・経歴も全く不明である。そのような状況の中、11世紀の『ヴィエンヌ聖人暦』においては「彼の兄弟マルティヌス」と述べられる。MGH版『フレデガリウス年代記』『同続編』『フランク史書』を編纂したB.クルシュがその巻末補遺で『ヴィエンヌ聖人暦』のこの一節を紹介していることは先にふれたが、そのさい彼は、「したがってマルティヌスはアンゼギゼルの兄弟、ピピンのpatruus（父方の叔父）とされている」と述べていた（1888年）。すなわちクルシュは文中の“eius”（彼の）を“Ansegellus（アンゼギゼル、中ピピンの父）の”と読んでいた²²⁾。

K.A.エックハルトはメロヴィング家、カロリング家の人びとの系譜をめぐる研究の中で、クルシュが紹介する『ヴィエンヌ聖人暦』のこの一節を取り上げ、アンゼギゼルにマルティヌスという兄弟は史料上確認されない故に、“eius”（彼の）は“Pipinus（中ピピン）の”と読むべきである、として、マルティヌスを中ピピンの兄弟とした（1965年²³⁾。

E.ラヴィチュカはエックハルトのこの所論を厳しく批判する。マルティヌスという兄弟が史料上確認されないという点では中ピピンも同じであるが、ラヴィチュカが最も力説したのは“eius”（彼の）の解釈である。「彼の」を意味するラテン語は2つあるが、そのうちの“suus”は再帰的に使われ（主体となっている語を受ける）、もう一つの“eius”は再帰的ではない（主体となって

いる語とは別の語を受ける)。「ピピン」と「そのピピンの兄弟」の意味であるなら、「彼の」は“suus”を用いたはずであり、この“eius”は「ピピン」とは別の「彼」、すなわち直前のアンゼギゼルを指す、というのである。つまりクルシュと同じ解釈をとったわけである。ただし、ラヴィチュカは、どちらの読み方を取るにしてもマルティヌスの中ピピンの親族と読ませるこの史料報告を、『フランク史書』『フレデガリウス年代記続編』の対応する箇所と比較しつつ、誤りと断じた(1968年)²⁴。

さて、実はラヴィチュカはクルシュのMGH版の紹介箇所のみを見て、『ヴィエンヌ聖人暦』自体にはあたってはいない。クルシュは、先にも述べたように、『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手がその他のところでも『フランク史書』を使用しているとのみ指摘していた。『ヴィエンヌ聖人暦』に直接あたっていたならば、ラヴィチュカほどの中世史家であれば、クルシュの指摘する『フランク史書』の「使用」以上の状況が存在したこと、すなわち『ヴィエンヌ聖人暦』全体が、『フランク史書』に依拠した『アドン年代記』に依拠するものであること、を知ったであろう。そして問題の一文が最終的には確実に『フランク史書』の“*Martinus et Pippinus iunior filius Anseghiselo quondam*”に遡る、と推察したであろう。したがってそもそも問題の一文を、関連する問題での史料として使えるかどうか、まずはこれを疑うところから議論・反論を始めたことであろう。彼の力説する、“suus”ではなく“eius”が使われていることから「彼」は中ピピンではなく、アンゼギゼルである、との解釈は、正論であるが、無意味であった。『ヴィエンヌ聖人暦』の書き手は『アドン年代記』の“*Martinus et Pippinus junior filius Ansegesili*”を「マルティヌスとアンゼギゼルの年少のほうの息子ピピン」と読んで、マルティヌスを年長のほうの息子と考え、これを自分流に「アンゼギゼルの息子ピピンと、ピピンの兄マルティヌス」の意で書き記したと考えられるからである。“suus”と“eius”の使い分けは、十中八九なされていなかったのである。

史料報告の中から一箇所のみ抜き出して利用することの危うさ、空しさがこの応酬のうちに見て取れるように思われる。もとよりラヴィチュカにあっ

ては、1868年刊行の『ヴィエンヌ聖人暦』を見ることができなかつた、という制約があつたかもしれない。しかしL.デュシェーヌの、1907年刊とはいえ、今日なお研究者の多くが利用する基本的文献『古ガリアの司教録』は参照しえたはずである。そこには『ヴィエンヌ聖人暦』と文言のほとんどが重なり合う司教事蹟録(Liber Episcopalis Viennensis Ecclesiae)が掲載されていた。『ヴィエンヌ聖人暦』との異同が不明確で、使い方が難しいかもしれないが、それでもやはり目配りを欠いていたように思われる(なお、クルシュは『ヴィエンヌ聖人暦』が何時の作品であるか述べてはおらず、ラヴィチュカは、それ故に本文献の扱いに苦慮し、文法面での語句の解釈に留めたのかもしれない)。

この問題関連で、R.A.ガーバーディングはマルティヌスをどのように扱っているのであろうか。ちなみにガーバーディングは彼の著書の本文中で『ヴィエンヌ聖人暦』を11世紀の作品と明言しており²⁵⁾、ラヴィチュカと異なりこの作品に実際あたっているか、もしくは参考文献一覧にも載せているデュシェーヌの『古ガリアの司教録』の関連箇所を読んでいる、と思われる。

驚くべきことに、ガーバーディングはその著者においてマルティヌスを^{はな}端から中ピピンの兄弟として叙述している。すなわち彼は本文において、何の説明もなく突然、それが当然であるかのごとく、“Pippin II and his brother Martin” (下線部——引用者。以下同じ) (ピピン2世 [= 中ピピン] と彼の兄弟マルティヌス) と述べ²⁶⁾、マルティヌスを中ピピンの兄弟とするのである。彼はH.E.ボネルの解釈(相違点36⑦への「個別検討6」)を参照されたいを意識して採ったのであろうか。そうは思われぬ。ガーバーディングはその著書に『フランク史書』の英語の抄訳を載せており、第46章の冒頭はつぎのようである²⁷⁾。

“In that time, Wulfoald of Austria having died and the kings having died, Martin and the younger Pippin, son of the late Ansegisel, governed in Austrasia”

そして本文中でもこのまま引用している²⁸⁾。つまり、「マルティヌスと、年少のほうのピピン、故アンゼギゼルの息子」と解釈し、またそう訳しているのである。『フランク史書』のこのような読み方からは、マルティヌスを中ピピンの兄弟とする解釈は、まず、出てこないであろう（再度、相違点36⑦への「個別検討6」を参照されたい）。

それではどこからマルティヌスを中ピピンの兄弟とする解釈が出てきたのであろうか。考えられるのは『ヴィエンヌ聖人暦』での問題の箇所である。ちなみに彼はつぎのように英訳している²⁹⁾。

“... and in that time, Pippin, the son of Ansegisel, and Martin his brother, controlled the kingdom of the Austrasians under the king”

マルティヌスを中ピピンの兄弟とすること、それは、おそらくは『ヴィエンヌ聖人暦』のこの箇所から、かつ、「彼の」(his<eius)を「ピピンの」と読んでいることから、来ているのであろう。おそらくガーバーディングは、マルティヌスの系譜をめぐる問題を何も知らず³⁰⁾、彼の『フランク史書』の読み方ではマルティンの中ピピンの兄弟と読むことは困難であるにもかかわらず、『ヴィエンヌ聖人暦』(の彼の読み方)に引きずられて、マルティンの中ピピンの兄弟として叙述しているのである。

上に指摘したことは些末なことかもしれない。しかしガーバーディングにあっては、この些事は、かの“sub rege”の箇所で見られた、史料報告の中から一箇所を、史料批判を欠いたまま取り出し利用する安易な姿勢と、連なっているように思われる。もとより誰であれ、どんな問題であれ、史料すべてにわたって十全な目配りをすることは困難である。しかし、自戒を込めていうならば、歴史研究において、史料を取り扱うにあたっては、やはりそれなりの慎重さ、それ相応の手続きは、最低限、求められよう。

- 1) 本稿は、拙稿「ピピンはいつから短軀王と呼ばれたか：ヨーロッパ中世における「渾名文化」の始まり——ブリュム修道院所領明細帳カエサリウス写本・挿画の構想年代について——」『アカデミア』人文・社会科学編 84号、南山大学、2007年、197-262頁において、「註33への追記」（258-261頁）とした補遺の中で取り上げた問題の一つを、あらためて論じたものです。

先稿の段階では『ヴィエンヌ聖人暦』（ここではクルシュの表現にあわせて『ヴィエンヌ教会暦』としたが、本稿では『ヴィエンヌ聖人暦』と訳した）を参見することができず、短く、「問題は、11世紀のこの一史料に記載された内容の信憑性をどう考えるかにある。7世紀後半からは300～400年ほど後の11世紀の一記載者が——この記載者のみが——はたして『フランク史書』『いわゆるフレデガール年代記続編』以外の今日知られざる史料に依拠してきたであろうか。とてもそのようには思われぬ。むしろ表現から考えて、ラヴィチュカが批判材料にしているように、両史料から写し取っているにすぎまい」（260頁）と述べるに留まりました（『いわゆるフレデガール年代記続編』は本稿では『フレデガリウス年代記続編』とした）。

今般、『ヴィエンヌ聖人暦』を参見する機会をえたことから、あらためて考察を加えた次第です。本誌『アルケイア』が「資料論」特集を組むにあたり、史料をどう読むか、史料をどう扱うかという、歴史研究における広く史料批判に関わる問題に、実際の事例から寄与することができれば幸いです。

なお、先稿において、『フランク史書』『いわゆるフレデガール年代記続編』が「アウストラシア王ダゴベルト2世の死去（†679.12.23）後のことであることを明確に告げているにもかかわらず」（260頁）としましたが、本稿で縷々述べるように「王たちが亡くなって」という記述しかなく、私の過誤でした。ここに、訂正させていただきます。

- 2) *Chronicarum quae dicuntur Fredegarii liber quattuor*, in : B.Krusch (hrsg.), *Fredegarii et aliorum chronica*, MGH *Scriptores rerum Merovingicarum*, t.2, 1888, SS.18-168 ; auch in : A.Kusternig und H.Haut (hrsg.), *Quellen zur Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts* (Ausgewählte Quellen zur Deutschen Geschichte des Mittelalters, Bd.4a, 1982), SS.44-271

Liber Historiae Francorum, in : B.Krusch (hrsg.), *Fredegarii et aliorum chronica*, MGH *Scriptores rerum Merovingicarum*, t.2, SS.215-328 ; auch in : A.Kusternig und H.Haut (hrsg.), *Quellen zur Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts*, SS.338-379 ; 橋本龍幸『『フランク史書』 *Liber Historiae Francorum* (訳注)』『人間文化』（愛知学院大学人間文化研究所紀要）27, 2012年, 155-176頁

以下、『フランク史書』からの引用にあたっては本文中で第○章の形で示す。

- 3) 国原吉之助『中世ラテン語入門』南江堂 1975年、213頁

- 4) *Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes*, in : B.Krusch (hrsg.), *Fredegarii et aliorum chronica*, MGH *Scriptores rerum Merovingicarum*, t.2, SS.168-193 ; auch in : A.Kusternig und H.Haut (hrsg.), *Quellen zur Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts*, SS.272-325 ; auch in : Migne, PL 71, 1849 (= S. Georgii Florentini Gregorii Turonensis episcopi opera omnia necnon Fredegarii scholastici epitome et chronicum cum suis continuatoribus et aliis antiquis monumentis, ed. Theodericus Ruinart, Paris 1699), Spp.665-698
以下、『フレデガリウス年代記続編』からの引用にあたっては本文中で第○章の形で示す。
- 5) Richard A. Gerberding, *The Rise of the Carolingians and the Liber Historiae Francorum*, Oxford 1987
- 6) Richard A. Gerberding, *A critical study of the Liber Historiae Francorum* (thesis submitted to the University of Oxford for the degree of Doctor of Philosophy) 1982 [ie 1983]
- 7) R. A. Gerberding (wie Anm.5), pp.78-84 ; R. A. Gerberding (wie Anm.6), pp.157-164 ; 橋本龍幸 (前註2) 167頁 注3
- 8) *Hagiologium Viennense* (wie Anm.11), p.2. 後出、第3章「3.1 テキストの比較対照」36 S.Blidrannus (1月22日) の項
- 9) B.Krusch, *Addenda et emendanda*, in : MGH *Scriptores rerum Merovingicarum*, t.2, S.579
- 10) R. A. Gerberding (wie Anm.5), p.82 ; R. A. Gerberding (wie Anm.6), p.162
- 11) *Hagiologium Viennense*, in : C.-U.-J.Chevalier (ed.), *Documents inédits relatifs au Dauphiné*, II, 1868, pp.1-13
- 12) *Chronicon Novaliciense*, MGH SS 7, S.127
- 13) C.-U.-J.Chevalier, *op.cit.*, p.IV
- 14) L.Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, t.1. *Provinces du Sud-Est*, Paris 1907
- 15) L.Duchesne, *op.cit.*, pp.166-178
- 16) L.Duchesne, *op.cit.*, pp.178-203
- 17) S. Adonis Viennensis *Chronicon in aetates sex divisum*, in : Migne, PL 123, Spp. 23-138 ; auch in : MGH SS 2, hrsg. v. G. H. Pertz, 1829, SS. 317-323. 本文でふれたようにペルツのMGH版の収録は527年の項からで、かつ814年に至るまでの部分は抄録であるため、本稿では全編を収録するミニチュ版を用いた。
- 18) 橋本龍幸 (前註2) 155頁を参照
- 19) H.E.Bonnell, *Die Anfänge des karolingischen Hauses* (= *Jahrbücher der Deutschen Geschichte*), Berlin 1866, Ndr. Berlin 1975, S.123 Anm.1
- 20) ベーダ『*アングル人の教会史*』(『*イギリス教会史*』)の末尾であげられる著作

一覧の中の“*Librum uitae et passionis sancti Anastasii*”（聖アナスタシウスの生涯と受難の書）、すなわちギリシア語からの既存の翻訳が悪訳なので、ベージ自身が改訳したと述べているものが、*Acta Sanctorum* 所収の*Acta S.Anastasii Persae Martyris (ex veteri Graeco MS. Latine reddita)*ではないかと推測されている。この点に関して大橋真砂子氏よりご教示を得た。記して謝意を表します。

- 21) A.Kusternig und H.Haut (hrsg.), *Quellen zur Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts* (wie Anm.2), S.7. なお、『フレデガリウス年代記続編』については、岡地稔・杉浦武仁『『フレデガリウス年代記』研究1』『アカデミア』人文・自然科学編5号、南山大学、2013年、107頁 註11、およびとりわけ、津田拓郎「トゥール・ポワティエ間の戦いの「神話化」と8世紀フランク王国における対外認識」『西洋史学』261号、日本西洋史学会、2016年、3頁 註6を参照されたい。
- 22) Wie Anm.9
- 23) Karl August Eckhardt, *Merowingerblut. I. Die Karolinger und ihre Frauen*, Witzzenhausen 1965, S.21-22
- 24) E.Hlawitschka, *Merowingerblut bei den Karolingern?*, in : *Adel und Kirche. Gerd Tellenbach zum 65. Geburtstag dargebracht von Freunden und Schülern*, hrsg. v. J.Fleckenstein und K.Schmid, Freiburg-Basel-Wien 1968, S.70-71
- 25) R. A. Gerberding (wie Anm.5), p.82 ; R. A. Gerberding (wie Anm.6), p.162
- 26) R. A. Gerberding (wie Anm.5), p.80
- 27) R. A. Gerberding (wie Anm.5), p.177
- 28) R. A. Gerberding (wie Anm.5), p.79
- 29) R. A. Gerberding (wie Anm.5), p.82
- 30) なお、ガーバーディングは上で取り上げたエックハルトの著書（前註23）も、ラヴィチユカの論文（前註24）も、自身の著書の参考文献一覧に載せている。

Untersuchungen über das Muster von *Hagiologium Viennense*
Kann man *Hagiologium Viennense* als die Quelle für die
spätmerowingische Zeit benutzen?

OKACHI, Minoru

Liber Historiae Francorum ist die fast einzige zeitgenössisch geschilderte historische Quelle, die die politische Situation des merowingischen Frankenreichs von Mitte des 7. Jh. bis Anfang des 8. Jh. überliefert. Also ist es sehr schwer, seine Zeugenfähigkeit zu verneinen, auch wenn man dagegen einen Verdacht hegt.

Nach der allgemeinen Ansicht berichtet c.46 von *Liber Historiae Francorum* die politische Situation Austrasiens nach dem Tod von König Dagobert II., weil darin “*decedentibus regibus*” (nachdem die Könige gestorben waren) steht. Aber R.A.Gerberding, amerikanischer Historiker, hat diese Ansicht abgelehnt. Statt dessen hat er eine neue Theorie vertreten, dass c.46 die politische Zustände Austrasiens unter der Regierung Dagoberts II. berichtet. Dabei hat er sich als eine Unterstützung seiner Theorie auf einen Satz in dem *Hagiologium Viennense* aus dem 11. Jh. berufen, denn dort steht an “*decedentibus regibus*” statt “*sub rege*”(unter dem König) (nebenbei bemerkt, normalerweise gilt “*sub rege*” als die Verwechslung mit “*sine rege*” (ohne den König)). Also nimmt Gerberding den Standpunkt ein, dass “*sub rege*” kein Fehler ist und *Hagiologium Viennense* außer *Liber Historiae Francorum* noch ein anderes Muster gehabt hat, d.h. dass man *Hagiologium Viennense* aus dem 11.Jh. als die Quelle für die spätmerowingische Zeit benutzen kann. Aber er hat keinerlei Quellenkritik über *Hagiologium Viennense* gemacht.

In dieser Abhandlung forsche ich danach, was *Hagiologium Viennense* als die

Quelle für das spätmerowingische Frankenreich gehabt hat, und untersuche damit, ob man *Hagiologium Viennense* als die Quelle für die spätmerowingische Zeit benutzen kann.

Daraus ergibt sich das Folgende : (1) *Hagiologium Viennense* ist sowohl in der Komposition als auch in dem Inhalt von *Adonis Viennensis Chronicon* aus dem 9.Jh. abhängig, alles dessen sehr grobe Kurzfassung (*Adonis Viennensis Chronicon* ist seinerseits in Bezug auf die politische Situation des spätmerowingischen Frankenreichs von *Liber Historiae Francorum* abhängig) ; (2) Was *Hagiologium Viennense* den Beschreibungen des *Adonis Viennensis Chronicon* zugefügt hat, findet sich nur in zwei Stellen. An diesen Stellen ist *Hagiologium Viennense* von zwei anderen Werken abhängig : d.h. *Acta S.Anastasio Persae Martyris* und *Chronicarum Fredegarii continuationes*, der letztere ist wie *Liber Historiae Francorum* die zeitgenössisch geschilderte historische Quelle, aber dessen ersten Teile sind nur die Kurzfassung des *Liber Historiae Francorum*. (3) Angesichts der Indizienbeweise war es wahrscheinlich, dass *Hagiologium Viennense* in dem *Chronicarum Fredegarii continuationes* die politische Situation des spätmerowingischen Frankenreichs nachgesehen hat.

Hagiologium Viennense hat auf *Adonis Viennensis Chronicon* beruht und hat dabei in dem *Chronicarum Fredegarii continuationes* nachgeschlagen. In solcher "Struktur" ist es kaum denkbar, dass *Hagiologium Viennense* außer *Adonis Viennensis Chronicon* und *Chronicarum Fredegarii continuationes* noch ein anderes, als hauptsächlich zuerkanntes Muster gehabt hat, d.h. dass es noch ein anderes Muster gab, mit dem *Hagiologium Viennense* beurteilen ließe, die betreffende Worte in *Adonis Viennensis Chronicon* und *Chronicarum Fredegarii continuationes* seien unrichtig, und den Text umschreiben ließe.

Die Ansicht, "sub rege" als Fehler zu betrachten, ist annehmbar, auch wenn es extravagant scheint. Aber ich bin anderer Meinung (s.unten). Auf jeden Falle

kann man *Hagiologium Viennense* nicht als Quelle für die spätmerowingische Zeit benutzen.

Außerdem stelle ich in Bezug darauf eine Hypothese auf, warum *Hagiologium Viennense* den Text umgeschrieben hat.

Auf “*decedentibus regibus*” im *Liber Historiae Francorum* beruhend, haben *Chronicarum Fredegarii continuationes* “*defunctis regibus*” und *Adonis Viennensis Chronicon* “*regibus decedentibus*” geschrieben. *Hagiologium Viennense* hat auf *Adonis Viennensis Chronicon* beruht und hat dabei im *Chronicarum Fredegarii continuationes* nachgeschlagen. An der betreffenden Stelle ordnet *Chronicarum Fredegarii continuationes* “*defunctis regibus*” an das Satzende an, während *Liber Historiae Francorum* und *Adonis Viennensis Chronicon* die betreffenden Worte mitten in dem Satz anordnen. Der Schreiber des *Hagiologium Viennense* sollte jene Worte in *Adonis Viennensis Chronicon* durch die betreffenden Worte in *Chronicarum Fredegarii continuationes* verstehen. Dabei könnte er “*defunctis regibus*” als Zusatz zu dem nachfolgenden Satz lesen. Diese Lesart ist nicht merkwürdig, besonders im damaligen, nicht interpunktierten Text. Tatsächlich hat T. Ruinart, Herausgeber des *Chronicarum Fredegarii continuationes* in Migne PL 71, es so gelesen. Der Schreiber des *Hagiologium Viennense* könnte nach dieser Lesart “*regibus decedentibus*” in *Adonis Viennensis Chronicon* umgeschrieben haben.